

歴代寶案（第一集）年時順文書目録

作成 和田久徳

一、この目録は、第一集の全文書について、年月日順に並べたものである。

一、同じ年月日の文書は、本文に付けた文書番号の順にした。

一、文書に年月日を欠く場合、年については推定した年の末尾に置き、月日を欠くものは同年の末尾に、日を欠くものは同年月の末尾に置いた。不明の年月日は□で示した。なお、内容から年月日を推定できる場合は、（一カ）とした。

一、年月日の下に、当該文書の内容の要点を記し、その下の（ ）の中に文書番号を示した。文書番号のうち、第一集であることを示す最初の「一」を省略した。

一、内容の摘記には、当該文書に明記のない国王・世子の姓名などを（ ）の中に補足した。皇帝の呼称は年号と一致するので、特別の場合を除いて記さない。

年号(西暦)	月日	内容の要点(文書番号)
永楽二二(二四二四)	八一六	皇帝(洪熙)より、国王尚巴志に対し、皇考(永楽帝)の薨去を報ずる勅諭(〇一一〇二)
洪熙元(二四二五)	二一	皇帝即位の詔(〇一一〇三)
同 年(〃)	二一	皇帝の、故国王思紹に対する論祭文(〇一一〇四)
同 年(〃)	二一	皇帝より、世子尚巴志の冊封の勅諭(〇一一〇五)
同 年(〃)	二一	皇帝より、国王尚巴志および王妃に対する頒賜品の目録(〇一一〇六)
同 年(〃)	一七	国王尚巴志より、皇帝の即位を慶賀する表(二二一〇一)
同 年(〃)	一七	国王尚巴志より、朝貢の帰途に宝鈔を詐取された事件を訴える奏(二二一〇二)
同 年(〃)	一七	国王尚巴志より、皮弁冠服の頒賜を請う奏(二二一〇三)

宣徳	三(二四二八)	一	二四	国王(尚巴志)より礼部あて、海船の欽賜の謝恩、附搭蘇木等に対し永楽通宝の支給を請う咨(二六一〇七)
同	年(〃)	()	二一	国王尚巴志より、皮弁冠服の頒賜と生漆・磨刀石の購入の要請に対する返事の奏(二二一〇六)
同	年(〃)	()	二一	国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服の頒賜と生漆・磨刀石の購入の要請に対する返事の咨(二六一〇八)
同	年(〃)	()	二一	国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服の頒賜に対する謝恩の咨(二六一〇九)
同	年(〃)	()	二	国王尚巴志より礼部あて、附搭蘇木の免抽、万寿聖節の慶賀使派遣、大統曆受領についての咨(二六一一〇)
同	〇(〃)	()	二	国王(尚巴志)より暹羅国あて、胡椒・蘇木等の収買のための咨(四〇一〇五)
同	年(〃)	()	二四	国王(尚巴志)より旧港あて、礼物を奉献し、胡椒等の収買のための咨(四〇一〇六)
同	年(〃)	()	二四	国王(尚巴志)の、旧港に買売に往くため出給した執照(四二一〇一)
同	年(〃)	()	五	王相懷機より旧港管事官あて、交易の使節派遣についての書簡(四三一〇四)
同	年(〃)	()	三	皇帝の、国王尚巴志に対し、生漆等の買付を賞し、更に屏風等を収買せしめる勅諭(〇一〇八)
同	年(〃)	()	三	皇帝の、国王尚巴志に賞賜する勅諭と王・王妃への頒賜品の目録(〇一〇九)
同	年(〃)	()	三	皇帝の、王相懷機に対する頒賜品の目録(四三一〇五)
同	年(〃)	()	〇	国王尚巴志の、皮弁冠服の頒賜、および生漆・磨刀石を収買して進収する奏(二二一〇七)
同	年(〃)	()	〇	山南王他魯每より礼部あて、進貢、附搭蘇木に対する免抽と価鈔の給還を請う咨(四三一〇六)
宣徳	四(二四二九)	三	二〇	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(二六一一)
同	年(〃)	()	二〇	国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀使派遣、乗船の修理、大統曆の受領についての咨(二六一一二)
同	年(〃)	()	二〇	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等を収買するための咨(四〇一〇七)
同	年(〃)	()	二〇	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等を収買するための咨(四〇一〇七)
同	年(〃)	()	二〇	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等を収買するための咨(四〇一〇八)
同	年(〃)	()	二一	山南王他魯每あて、宣徳五年大統曆の頒賜を通知する咨(四三一〇七) ※冒頭は他文書の繰入か
宣徳	五(二四三〇)	三	二一	国王(尚巴志)あて暹羅国より、胡椒・蘇木等を収買して帰る使者に礼物を回奉せしめる咨(三九一〇二)
同	年(〃)	()	一八	国王(尚巴志)より爪哇国あて、礼物を奉献し、買売を請う咨(四〇一〇九)
同	年(〃)	()	一八	王相懷機より三仏斉国旧港の僧亜刺吳あて、礼物の奉献と使者の護送、更に買売を請う書簡(四三一〇八)

宣徳	七(二四三二)	九	九	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・二)
同	年(〃)	九	三〇	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・三)
宣徳	八(二四三三)	九	一八	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・四)
同	年(〃)	九	一八	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・五)
同	年(〃)	一〇	三	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・六)
宣徳	九(二四三四)	三	〇	国王尚巴志より礼部あて、海船の賜与に対する謝恩の進貢、附搭蘇木に対する便益の賜与を請う咨(二六一・二)
同	年(〃)	五	一	国王尚巴志より、日本国王との通交を仲介するため遣使する勅諭を開読した旨の奏(二二一・〇)
同	年(〃)	五	一	国王尚巴志より、洒金果合等の収買の勅諭によつて買出し、および献上する品目の奏啓(二二一・一)
同	年(〃)	五	一	国王尚巴志より、綵幣の頒賜と王相懐機への賜与に対する進貢謝恩の奏啓(二二一・二)
同	年(〃)	五	〇	国王尚巴志より礼部あて、洒金果合等の収買依頼の勅諭により買付けた品目とその価格等を示す咨(二六一・三)
同	年(〃)	八	一五	国王尚巴志より礼部あて、謝恩使の派遣、日本国王と通交仲介の勅諭、内官柴山の不法、附搭蘇木への便益についての咨(一六一・二四)
同	年(〃)	九	二六	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・七)
同	年(〃)	九	二六	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を献じ、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・八)
同	年(〃)	〇	〇	国王尚巴志より、日本との通交を仲介する遣使、内官柴山の不法を訴える奏(二二一・三)
同	年(〃)	〇	〇	国王(尚巴志)より〔礼部あてカ〕、王と王相懐機に綵幣等の頒賜に対する謝恩の咨と貢物目録(二六一・二二)
宣徳	一〇(二四三五)	一	二〇	国王尚巴志より礼部あて、進貢、進貢船の修理の請、附搭蘇木に対する便益を請う咨(二六一・二五)
同	年(〃)	三	一五	皇帝より国王尚巴志あて、内官柴山と犯罪人八郎との処置を告げる勅諭(〇一・一三)
同	年(〃)	九	一二	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉献し、胡椒・蘇木等の収買を請う咨(四〇一・九)
同	年(〃)	〇	〇	国王尚巴志より、聖君(正統帝)嗣登天位を称賀する表(二二一・四)
同	年(〃)	〇	〇	国王尚巴志より、内官柴山と犯罪人八郎等の処置についての勅諭に称謝する表(二二一・五)
正統	元(二四三六)	九	二四	国王尚巴志より、国王および王相懐機への綵幣の頒賜に対して進貢謝恩する奏(二二一・六)

正統	元(二四三六)	九二四	国王(尚巴志)より〔礼部あてカ〕、国王と王相懷機に綵幣頒賜の進貢謝恩、遭難登岸せる水梢四名の送還の謝恩、正統元年大統曆の受領の咨(一七二〇一)
同	年(〃)	九二四	国王(尚巴志)より礼部あて、朝服の給賜、大統曆の福建での受領、附搭蘇木に便益供与を請う咨(一七二〇二)
同	年(〃)	一〇一	国王(尚巴志)より暹羅国あて、礼物を奉謝し、胡椒・蘇木等を収買するを請う咨(四〇二二〇)
同	年(〃)	〇	王相懷機より明朝の天師大人あて、誥録の賜与を請う書簡(四三一一三)
同	年(〃)	〇	王相懷機より、国王・王相の天師府へ奉献する礼物の目録(四三一一四)
正統	二(二四三七)	三二三	国王(尚巴志)より礼部あて、朝貢、附搭蘇木等の照例措置を請う咨(一七二〇三)
同	年(〃)	六六	行在礼部より国王(尚巴志)あて、朝服を自ら成造すること、大統曆の福建での給付についての咨(〇四二〇二)
同	年(〃)	六一三	行在礼部より国王(尚巴志)あて、大統曆を福建布政司で領回させることを知らせる咨(〇四二〇三)
同	年(〃)	八一六	国王(尚巴志)より〔暹羅国あてカ〕、礼物を奉献し、蘇木・胡椒等の交易を請う咨(四〇二二一)
同	年(〃)	八一六	国王(尚巴志)より〔暹羅国あてカ〕、礼物を奉献し、蘇木・胡椒等の易買を請う咨(四〇二二二)
正統	三(二四三八)	一〇四	国王(尚巴志)より礼部あて、正統四年正旦令節の慶賀、附搭蘇木の照例措置を請う咨(一七二〇六)
同	年(〃)	一〇四	国王(尚巴志)より〔暹羅国あてカ〕、礼物を奉献し、買売を請う咨(四〇二二四)
同	年(〃)	一〇四	王相懷機より三仏齐国旧港の管事官あて、礼物を奉献し、買売を請う書簡(四三一一五)
同	年(〃)	二〇六	王相懷機より三仏齐国宝林邦の施氏大娘仔あて、礼物を齎送し、買売を請う書簡(四三一一六)
同	年(〃)	一〇	琉球国執禮等事官の烏魯古結制より暹羅国中人の密讚あて、返礼の書簡(四三一一七)
同	年(〃)	一一〇	王相懷機より天師府大人あて、符録の賜下を謝し、科録を請う書簡(四三一一八)
同	年(〃)	一一〇	国王(尚巴志)と王相懷機より天師府あて、謝礼品の目録(四三一一九)
同	年(〃)	〇	国王(尚巴志)より礼部あて、朝貢の咨(一七二〇四)
同	年(〃)	〇	国王(尚巴志)より〔礼部あてカ〕、朝貢使者の僧官に度牒の給賜を請う咨(一七二〇五)
同	年(〃)	〇	国王(尚巴志)より〔爪哇国あてカ〕、礼物を奉献し、買売を請う咨(四〇二二三)
正統	四(二四三九)	三六	国王(尚巴志)より礼部あて、遭風難破した慶賀進貢船の補貢、海船の給賜を請う咨(一七二〇七)

正統	四(二四三九)	三	六	国王(尚巴志)より〔礼部あてカ〕、遭風難破した進貢船の補貢をするため出給した符文(二三一〇二)
同	年(〃)	四	九	国王尚巴志より礼部あて、正統五年正旦令節の慶賀使の派遣、附搭蘇木の給価についての咨(二七一〇八)
同	年(〃)	四	九	国王(尚巴志)より暹羅国王あて、礼物を奉献し、買売を請う咨(四〇一二五)
同	年(〃)	四	二四	国王(尚巴志)より礼部あて、朝貢使者の派遣、附搭蘇木等に照例給価を請う咨(二七一九)
同	年(〃)	□	□	王相懐機より天師府大人あて、国王尚巴志の訃報、世子尚忠と懐機に科録の加授を請う書簡(四三一二〇)
同	年(〃)	□	□	王相懐機より天師府あて、奉献する香花についての別幅(四三一二一)
正統	五(二四四〇)	九	□	王相懐(機)より三仏斉国宝林邦の本頭娘あて、買売を請い、礼物を送る書簡(四三一二二)
同	年(〃)	一〇	四	王相懐機より三仏斉旧港宝林邦の施氏大娘あて、礼物を送り、買売を請う書簡(四三一二三)
同	年(〃)	一〇	一六	国王尚巴志より礼部あて、朝貢使者の派遣、附搭蘇木に照例給価を請う咨(二七一〇〇)
同	年(〃)	一〇	一六	国王(尚巴志)より爪哇國あて、礼物を奉献し、買売を請う咨(四〇一二六)
正統	六(二四四一)	四	一九	国王(尚巴志)より爪哇國あて、礼物を奉献し、速やかな貿易を請う咨(四〇一二七)
同	年(〃)	七	六	世子尚忠の、父王の薨逝により、襲封王爵と皮弁冠服等の欽賜を請う奏(二二一七)
同	年(〃)	七	六	世子尚忠より礼部あて、朝貢を告げ、襲封王爵、皮弁冠服等の欽賜、附搭蘇木の給価とを請う咨(二七一一一)
同	年(〃)	七	六	世子尚忠より礼部あて、正統六年万寿聖節の慶賀、附搭蘇木に加常の給価についての咨(二七一一二)
同	年(〃)	七	六	国王(世子尚忠)より爪哇國あて、礼物を奉献し、速やかな貿易を請う咨(四〇一二八)
正統	七(二四四二)	九	一〇	世子尚忠より礼部あて、正統八年正旦令節の慶賀、爪哇等への貿易船の福州漂着の保護回国についての咨(二七一 一三)
同	年(〃)	一〇	五	琉球国王府より暹羅國あて、礼物を奉献し、速やかな買売を請う咨(四〇一二九)
同	年(〃)	□ ^{二〇カ}	五	国王(世子尚忠)より爪哇國あて、礼物を奉献し、速やかな買売を請う咨(四〇一三〇)
景泰	六(二四五五)	七	二〇	皇帝の、故国王尚金福に代って尚泰久を琉球国中山王に封ずる詔(〇一〇一一)
天順	五(二四六一)	三	二五	皇帝の、故国王尚泰久に代って尚徳を琉球国中山王に封ずる詔(〇一〇一四)
同	年(〃)	三	二五	皇帝の、世子尚徳を琉球国中山王に封ずるにつき、王と妃に冠服綵幣等を賜う勅諭(〇一〇一五)

天順	五(二四六一)	三	二五	皇帝の、国王尚徳と王妃へ頒賜品の目録(〇一一一六)
同	年(〃)	七	七	朝鮮国王李瑋より琉球国王(尚徳)あて、漂去人の刷還等を謝する返書(三九一〇三)
天順	七(二四六三)	八	四	国王尚徳の、冊封ならびに先父王の賜祭に対する謝恩進貢の奏(二二一八)
同	年(〃)	八	四	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、礼物を酬献し、速やかな買売を請う咨(四一〇二)
同	年(〃)	八	四	国王(尚徳)より蘇門答刺国王あて、礼物を齎し、速やかな買売を請う咨(四一〇二)
同	年(〃)	八	四	国王尚徳より礼部あて、尚徳の封王、先父王の賜祭等につき謝恩進貢し、附搭の胡椒・蘇木等の加給を請う咨(七一四)
天順	八(二四六四)	八	九	国王尚徳より礼部あて、大行皇帝(天順帝)の喪礼、皇帝(成化帝)嗣位の慶賀、ならびに長史蔡璟の祖先祭祀についての咨(一七一五)
同	年(〃)	八	九	国王(尚徳)より暹羅国王あて、礼物を酬献し、速やかな買売を請う咨(四一〇三)
同	年(〃)	八	九	国王(尚徳)より暹羅国王あて、礼物を馳献し、速やかな買売を請う咨(四一〇四)
同	年(〃)	八	九	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、礼物を回奉し、速やかな買売を請う咨(四一〇五)
成化	元(二四六五)	八	一五	国王尚徳より、附搭物貨に銅錢の給与を請い、進貢する奏(二二一九)
同	年(〃)	八	一五	国王尚徳より礼部あて、進貢使節の派遣、および附搭物貨に銅錢の給与を請う咨(二七一六)
同	年(〃)	八	一五	国王尚徳より暹羅国王あて、礼物を奉献し、旧歳派遣せる使者の未還について問い合せ、速やかな貿易を請う咨(四一〇六)
同	年(〃)	八	一五	国王(尚徳)より暹羅国王あて、礼物を奉謝し、速やかな買売を請う咨(四一〇七)
同	年(〃)	八	一五	国王尚徳より滿刺加国王あて、礼物を奉謝し、装載貨物の速やかな貿易を請う咨(四一〇八)
成化	二(二四六六)	〇	二	国王尚徳より礼部あて、進貢使者の派遣、附搭の蘇木・胡椒の給価に絹匹を請う咨(二七一七)
同	年(〃)	〇	二	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、礼物を酬献し、速やかな買売を請う咨(四一〇九)
成化	三(二四六七)	三	二〇	滿刺加国王より琉球国王あて、礼物を齎送する書簡(三九一〇四)
同	年(〃)	四	二	博多州の道安より琉球国王府あて、朝鮮国の返礼品の目録(三九一〇五)

成化	三(二四六七)	八	九	国王尚徳の、謝恩等の進貢のため出給した執照(二八一〇二)
同	年(〃)	八	一九	朝鮮国王李瑋より琉球国王(尚徳)あて、返書および別幅の返礼品目録(三九一〇六)
同	年(〃)	八	〇	国王(尚徳)より蘇門答刺国王あて、礼物を奉獻し、速やかな買売を請う咨(四一一一〇)
同	年(〃)	八	〇	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、礼物を奉獻し、速やかな買売を請う咨(四一一二)
成化	四(二四六八)	八	一五	国王尚徳の、進貢等のため出給した執照(二八一〇三)
同	年(〃)	八	一五	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、速やかな買売の請乞と礼物目録の咨(四一一二)
同	年(〃)	八	一五	国王(尚徳)より蘇門答刺国王あて、礼物の酬献と速やかな買売を請う咨(四一一三)
成化	五(二四六九)	一	二六	滿刺加国王より琉球国王(尚徳)あて、返礼の咨(三九一〇七)
同	年(〃)	八	一五	国王尚徳の、進貢のため出給した符文(二三一〇三)
同	年(〃)	八	一五	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、礼物を齎し、速やかな買売を請う咨(四一一一四)
同	年(〃)	八	一五	国王(尚徳)より暹羅国王あて、礼物を奉獻して、速やかな買売を請う咨(四一一一五)
成化	六(二四七〇)	三	〇	滿刺加国王より国王(尚徳)あて、来船に寄せて回礼すること、使者の非行と今後の人選を請う咨(三九一〇八)
同	年(〃)	四	一	国王尚徳より朝鮮国王あて、日本国商船の帰るに因り、回礼する咨と別幅(四一一一七)
同	年(〃)	九	七	世子尚円の、謝恩等の進貢のため出給した符文(二三一〇四)
同	年(〃)	九	七	世子尚円の、謝恩等の進貢のため出給した執照(二八一〇四)
同	年(〃)	〇	〇	国王(尚徳)より滿刺加国王あて、回礼物を酬献し、前歳の下人の区処を伝え、貿易を請う咨(四一一一六)
成化	七(二四七一)	四	八	皇帝の、世子尚円に対し、長史蔡璟が大紅織金蟒竜羅段二疋で私に衣服を剪裁した非違を知らせ、追究処置を求め勅諭(〇一一一七)
同	年(〃)	七	八	皇帝の、故国王尚徳の死去により世子尚円を琉球国中山王に封じ、皮弁冠服等を賜う詔(〇一一一八)
同	年(〃)	七	八	皇帝の、世子尚円を琉球国中山王に封じ、王・妃に冠服綵幣等を賜う勅諭(〇一一一九)
同	年(〃)	七	八	皇帝の、国王尚円・王妃に頒賜する冠服等の目録(〇一一二〇)
成化	八(二四七二)	九	二〇	国王(尚円)より滿刺加国王あて、礼物を齎し、旧年差去せる船の安否を尋ね、速やかに買売を請う咨(四一一

一八)

成化 八(二四七二) 九二八 国王尚円の、頒賜冠服等、冊封・賜祭先父王等の謝恩のために進貢する奏(二二二〇)

同 年(〃) 九二八 国王尚円より礼部あて、冊封・先父王の賜祭等の謝恩使の派遣、附搭蘇木等に対する絹疋の加給を請う咨(一七一

一八)

同 年(〃) 九二八 国王尚円の、謝恩進貢のため出給した符文(二三一〇五)

同 年(〃) 九二八 国王(尚円)より満刺加国王あて、礼物を齎し、速やかな買売を請う咨(四二一九)

成化 九(二四七三) 九三三 国王尚円の、進貢のため出給した符文(二三一〇六)

同 年(〃) 九三三 国王尚円の、進貢等のため出給した執照(二八一〇五)

成化一〇(二四七四) 九三三 国王尚円の、謝恩進貢等のため正議大夫程鵬等に出給した符文(二三一〇七)

同 年(〃) 九三三 国王尚円の、謝恩進貢等のため長史李榮等に出給した符文(二三一〇八)

同 年(〃) 九三三 国王尚円の、遭風船の補造のため差去する人員に出給した執照(二八一〇六)

成化一一(二四七五) 四二〇 皇帝の、琉球人が帰国に際し福州府で強盗殺人した罪を責め、今後二年一貢、毎船百人とする等を通告する勅諭

(〇一一二二)

同 年(〃) 八二六 国王尚円の、謝恩進貢等のため出給した符文(二三一〇九)

成化一二(二四七六) 三三五 国王尚円の、冊立東宮の詔書の下賜を陳情する奏(二二二二二)

同 年(〃) 三一五 国王尚円の、冊立東宮の詔書を下賜する恩典を請う奏(二二二三三)

同 年(〃) 四一六 皇帝の、皇儲の建立に際し、王・妃に綵幣文錦を賜う勅諭と給賜の目録(〇一一二二)

同 年(〃) 九一五 国王尚円の、正位東宮の慶賀進貢のため出給した符文(二三一一〇)

同 年(〃) 九一五 国王尚円の、謝恩進貢のため出給した符文(二三一一一)

同 年(〃) 九一五 国王尚円の、正位東宮を慶賀する進貢のため出給した執照(二八一〇七)

同 年(〃) 九一五 国王尚円の、謝恩進貢のため出給した執照(二八一〇八)

同 年(〃) 〇〇〇 国王尚円の、前年の使節団員の非法を釈明し、今後、二年一貢等の通告の中止と一年一貢を請う奏(二二二二二)

成化一三(二四七七)	八二〇	監国世子尚真の、父王の薨逝を報じ、王爵の襲封、皮弁冠服の頒賜を請う奏(二二二四)
同 年(〃)	八二〇	監国世子尚真の、王爵の襲封を請う等の進貢のため長史梁応等に出給した符文(二三一一二)
同 年(〃)	八二〇	監国世子尚真の、王爵の襲封を請う等の進貢のため使者亜蘇等に出給した符文(二三一一三)
同 年(〃)	八二〇	監国世子尚真の、王爵の襲封を請う等の進貢のため使者達魯魯等に出給した符文(二三一一四)
同 年(〃)	八二〇	監国世子尚真の、王爵の襲封を請う等のため存留在船通事梁能等に出給した執照(二八一〇九)
同 年(〃)	八二〇	監国世子尚真の、王爵の襲封を請う等のため存留在船通事蔡宝等に出給した執照(二八一〇)
成化一四(二四七八)	七 九	皇帝の、故国王尚円の訃報により、世子尚真を琉球国中山王に封じ、皮弁冠服等を賜う詔(〇一―二三)
同 年(〃)	七 九	皇帝の、父王尚円の薨逝により、尚真を琉球国中山王に封じ、冠服等を賜う勅諭と頒賜目録(〇一―二四)
成化一五(二四七九)	九 三	国王尚円の、満刺加国および暹羅国からの帰途に遭難した人船の救助処置を謝恩し進貢する奏(二二―二五)
同 年(〃)	九 二六	国王尚真の〔礼部あてカ〕、冊封、先父王の賜祭等の謝恩、附搭の蘇木・胡椒に対する絹疋の加給を請う咨(二七―一九)
同 年(〃)	□	国王尚真の〔礼部あてカ〕、冊封、先父王の賜祭等に対し、皇太子に謝恩進貢するための咨(一七―二〇)
同 年(〃)	九 二六	国王尚真の、皇太子に謝恩する等の進貢のため出給した符文(二三―一五)
同 年(〃)	九 二六	国王尚真の、皇太子に謝恩する等の進貢のため出給した執照(二八―一一)
同 年(〃)	一〇 六	冊封副使(張祥)より琉球国王あて、餽金を辞する書簡(〇七―〇二)
同 年(〃)	一〇 〇	孤子(尚真)より冊封使(董旻・張祥)あて、深謝する書簡(一七―二二)
成化一六(二四八〇)	二 〇	満刺加国王より琉球国王(尚真)あて、礼物を送り、速やかな買売を請う咨(三九―〇九)
同 年(〃)	三 二	満刺加国の楽系麻拿より琉球国王(尚真)あて、難破して占城にいた琉球人を同国よりの来使に托して送還し、腰刀等の賜与を乞う咨(三九―一〇)
同 年(〃)	三 二三	暹羅国王より琉球国王(尚真)あて、来使に伴送する使者の早く帰国を請う回答(三九―一一)
同 年(〃)	三 二三	暹羅国王より琉球国王(尚真)あて、遭難した使者の処置の礼、琉球へ帰る船に礼物を齎して伴送させることの啓(三九―一二)

成化一六(二四八〇)	四	一二	暹羅国の長者奈羅思利より、琉球の来船に托して謝恩の香花等を上る書簡(三九一三)
同 年(〃)	四	二一	皇帝より国王尚真へ、二年一貢の命は違法多端の故であるから遵守せよとの勅諭(〇一―二五)
同 ^(二六九) 〇(〃)	〇	〇	暹羅国の長史蕭奈悦本の、琉球国の来使の回還にあたり奉謝の礼物を順齎する書簡(三九一四)
成化一七(二四八一)	三	一五	暹羅国王より琉球国王(尚真)あて、使者を護送して来た琉球使者の帰還に回礼を贈る咨(三九一六)
同 年(〃)	三	一五	暹羅国王より琉球国あて、琉球使者の帰還につき回礼を贈る咨(三九一七)
同 年(〃)	三	〇	滿刺加国の衆索摩拿より琉球国王(尚真)あて、礼物を受け、回礼を贈る回書(三九一五)
同 年(〃)	八	一二	国王(尚真)より〔礼部あてカ〕、子弟を入監読書せしめるを請う咨(一八一〇一)
同 年(〃)	八	一二	国王尚真の、皇太子に進貢のため使者武志等に出給した符文(二三一六)
同 年(〃)	八	一二	国王尚真の、進貢のため使者泰那等に出給した符文(二三一七)
成化一八(二四八二)	五	六	皇帝の、海外諸国より差来の人員に非行あるにより、今後は人選などに留意することの勅諭(〇一―二六)
同 年(〃)	五	六	皇帝の、皇儲を建つるにより、王及び妃に綵幣文錦を賜う勅諭(〇一―二七)
成化一九(二四八三)	八	六	国王尚真の、進貢のため正議大夫程鵬等に出給した符文(二三一八)
同 年(〃)	八	六	国王尚真の、皇太子に進貢等のため長史蔡璋等に出給した符文(二三一九)
同 年(〃)	八	六	国王尚真の、進貢等のため使者尤那是古等に出給した符文(二三二〇)
同 年(〃)	八	六	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事蔡実等に出給した執照(二八一―二)
同 年(〃)	八	六	国王尚真の、皇太子に進貢等のため存留在船通事蔡宝等に出給した執照(二八一―三)
同 年(〃)	八	六	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事林栄等に出給した執照(二八一―四)
成化二一(二四八五)	八	一二	国王尚真の、皇太子に進貢のため正議大夫程鵬等に出給した符文(二三一二)
同 年(〃)	八	一二	国王尚真の、進貢等のため長史蔡曦等に出給した符文(二三一二)
同 年(〃)	八	一二	国王尚真の、進貢等のため使者泰那等に出給した符文(二三一二)
同 年(〃)	八	一二	国王尚真の、皇太子に進貢のため存留在船通事蔡璇等に出給した執照(二八一―五)
同 年(〃)	八	一二	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事蔡実等に出給した執照(二八一―六)

同	年	(〃)	(〃)	九二五	国王尚真の、皇太子に進貢謝恩等のため使者尤那斯等に出給した符文(二三―二四)
同	年	(〃)	(〃)	九二五	国王尚真の、進貢謝恩等のため存留在船通事梁寛等に出給した執照(二八―一七)
同	年	(〃)	(〃)	九二五	国王尚真の、皇太子に進貢謝恩等のため存留在船通事蔡璇等に出給した執照(二八―一八)
成化二三	(二四八七)			八一	国王尚真の、進貢謝恩等のため正議大夫程鵬等に出給した符文(二三―二五)
同	年	(〃)	(〃)	八一	国王尚真の、進貢謝恩等のため使者安丹惹等に出給した符文(二三―二六)
同	年	(〃)	(〃)	八一	国王尚真の、皇太子に進貢する等のため使者皮揚那等に出給した符文(二三―二七)
同	年	(〃)	(〃)	八一	国王尚真の、皇太子に進貢する等のため存留在船通事梁裕等に出給した執照(二八―一九)
同	年	(〃)	(〃)	八一	国王尚真の、進貢謝恩等のため存留在船通事蔡明等に出給した執照(二八―二〇)
同	年	(〃)	(〃)	八一	国王尚真の、進貢謝恩等のため存留在船通事高貴等に出給した執照(二八―二二)
弘治二	(二四八九)			九二二	国王尚真の、皇帝(弘治帝)登位につき皇后に慶賀進貢する等のため使者吳実等に出給した符文(二四―〇一)
同	年	(〃)	(〃)	九二二	国王尚真の、大行皇帝(成化帝)に進香のため使者馬仁等に出給した符文(二四―〇二)
同	年	(〃)	(〃)	九二二	国王尚(真)の、進貢等のため使者達魯每等に出給した符文(二四―〇三)
同	年	(〃)	(〃)	九二二	国王尚真の、進貢等のため使者嘉満度等に出給した符文(二四―〇四)
同	年	(〃)	(〃)	九二二	国王尚真の、皇帝登位の進貢等のため存留在船通事梁裕等に出給した執照(二八―二二)
同	年	(〃)	(〃)	九二二	国王尚真の、皇帝登位を皇后に進貢するため存留在船通事李隆等に出給した執照(二八―二三)
同	年	(〃)	(〃)	九二二	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事蔡明等に出給した執照(二八―二五)
弘治四	(二四九二)			九二二	国王尚真の、進貢等のため使者吳実等に出給した符文(二四―〇五)
同	年	(〃)	(〃)	八二二	国王尚真の、進貢等のため使者裴楊那等に出給した符文(二四―〇六)
同	年	(〃)	(〃)	八二二	国王尚真の、進貢等のため使者紀闍丹等に出給した符文(二四―〇七)
同	年	(〃)	(〃)	八二二	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事李隆等に出給した執照(二八―二六)
同	年	(〃)	(〃)	八二二	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事金璧等に出給した執照(二八―二七)

弘治	四(二四九一)	八二一	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事梁裕等に出給した執照(二八一二八)
弘治	六(二四九三)	八二〇	国王尚真の、慶賀進貢等のため正議大夫梁徳等に出給した符文(二四一〇八)
同	年(〃)	八二〇	国王尚真の、正位東宮を慶賀する進貢等のため長史梁能等に出給した符文(二四一〇九)
同	年(〃)	八二〇	国王尚真の、慶賀進貢等のため使者鄔善世等に出給した符文(二四一〇)
同	年(〃)	八二〇	国王尚真の、慶賀進貢等のため存留在船通事金璧等に出給した執照(二八一二九)
同	年(〃)	八二〇	国王尚真の、慶賀進貢等のため存留在船通事梁裕等に出給した執照(二八一三〇)
同	年(〃)	八二〇	国王尚真の、慶賀進貢等のため存留在船通事蔡璇等に出給した執照(二八一三一)
弘治	七(二四九四)	五九	皇帝の、皇儲の冊立に際し、国王尚真・王妃に綵幣文錦を賜う勅諭と頒賜目録(〇二一〇一)
弘治	八(二四九五)	八一六	国王尚真の、進貢謝恩等のため正議大夫鄭玖等に出給した符文(二四一一一)
同	年(〃)	八一六	国王尚真の、皇太子に進貢謝恩等のため、長史蔡賓等に出給した符文(二四一二二)
同	年(〃)	八一六	国王尚真の、進貢謝恩等のため使者闍那等に出給した符文(二四一三)
同	年(〃)	八一六	国王尚真の、進貢謝恩等のため存留在船通事李陸(隆カ)等に出給した執照(二八一三二)
同	年(〃)	八一六	国王尚真の、皇太子に進貢謝恩等のため存留在船通事金璧等に出給した執照(二八一三三)
同	年(〃)	八一六	国王尚真の、進貢謝恩等のため存留在船通事陳義等に出給した執照(二八一三四)
同	年(〃)	八一六	国王尚真の、進貢謝恩等のため存留在船通事梁裕等に出給した執照(二八一三五)
弘治	一〇(二四九七)	七二三	国王尚真の、進貢等のため正議大夫程璉等に出給した符文(二四一四)
同	年(〃)	七二三	国王尚真の、進貢等のため使者沙普魯等に出給した符文(二四一五)
同	年(〃)	七二三	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事金璧等に出給した執照(二八一三六)
同	年(〃)	七二三	国王尚真の、進貢等のため存留在船通事梁広等に付した執照(二八一三七)
同	年(〃)	七二三	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事蔡栢等に付した執照(二八一三八)
弘治	一二(二四九九)	八三	国王尚真の、進貢等のため正議大夫鄭玖等に出給した符文(二四一六)
同	年(〃)	八三	国王尚真の、進貢等のため長史蔡賓等に出給した符文(二四一七)

弘治二	(二四九九)	八	三	国王尚真の、進貢等のため使者安丹惹等に出給した符文(二四一八)
同	年(〃)	八	三	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事蔡栢等に付した執照(二八一三九)
同	年(〃)	八	三	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事蔡模等に付した執照(二八一四〇)
同	年(〃)	八	三	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事金璧等に付した執照(二八一四一)
弘治一四	(二五〇一)	八	九	国王尚真の、進貢等のため正議大夫程璉等に出給した符文(二四一九)
同	年(〃)	八	九	国王尚真の、進貢等のため長史梁能等に出給した符文(二四二〇)
同	年(〃)	八	九	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二八一四二)
弘治一七	(二五〇四)	七	二	国王尚真の、進貢等のため正議大夫程璉等に出給した符文(二四二二)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため長史梁能等に出給した符文(二四二二)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため使者益沙每等に出給した符文(二四二三)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため正議大夫鄭玖等に出給した符文(二四二四)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため出給した符文(受給者は長史蔡賓等カ)(二四二五)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事梁椿等に付した執照(二八一四三)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事蔡模等に付した執照(二八一四四)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事程禧等に付した執照(二八一四五)
同	年(〃)	七	二	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二八一四六)
正徳元	(二五〇六)	九	二	国王尚真の、皇帝(正徳帝)登位の慶賀に皇帝・中宮に進貢するため、長史蔡賓等に出給した符文(二五一〇一)
同	年(〃)	九	二	国王尚真の、進貢等のため正議大夫鄭玖等に出給した符文(二五一〇二)
同	年(〃)	九	二	国王尚真の、進貢等のため使者馬寧久に出給した符文(二五一〇三)
同	年(〃)	九	二	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事李隆等に付した執照(二九一〇一)
同	年(〃)	九	二	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事金璧等に付した執照(二九一〇二)
正徳二	(二五〇七)	八	一	国王尚真の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一〇四)

正徳	二(二五〇七)	八一	一九	国王尚真の、進貢謝恩等のため出給し都通事梁裕等に付した執照(二九一〇三)
正徳	三(二五〇八)	八一	一三	国王尚真の、進貢等のため出給した符文(二五一〇五)
同	年(〃)	八一	一三	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二九一〇四)
同	年(〃)	八一	一三	国王尚真の、先の謝恩進貢船を管駕して回国せしめるため出給した執照(二九一〇五)
正徳	四(二五〇九)	八一	一八	国王尚真の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一〇六)
同	年(〃)	八一	一八	国王尚真の、進貢謝恩等のため出給した執照(二九一〇六)
同	年(〃)	八一	一八	国王尚真の、暹羅国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一〇二)
同	年(〃)	八一	一八	国王尚真の、満刺加国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一〇三)
同	年(〃)	八一	一八	国王尚真の、暹羅国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一〇四)
同	年(〃)	一〇	一九	国王(尚真)の、安南国へ礼物を奉謝するため出給した執照(四二一〇五)
正徳	五(二五一〇)	八一	一九	国王尚真の、進貢等のため正議大夫梁能等に出給した符文(二五一〇七)
同	年(〃)	八一	一九	国王尚真の、進貢等のため長史蔡遷等に出給した符文(二五一〇八)
同	年(〃)	八一	一九	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事程禄等に付した執照(二九一〇七)
同	年(〃)	八一	一九	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事梁瓚等に付した執照(二九一〇八)
同	年(〃)	八一	一九	国王尚真の、満刺加国へ往き胡椒・蘇木等を収買するため出給した執照(四二一〇六)
正徳	六(二五一一)	八一	一三	国王尚真の、進貢等のため出給した符文(二五一〇九)
同	年(〃)	八一	一三	国王尚真の、満刺加国へ往き胡椒・蘇木等を収買するため出給した執照(四二一〇七)
正徳	七(二五一二)	八一	一三	国王尚真の、進貢等のため出給した符文(二五一一〇)
同	年(〃)	八一	一三	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二九一〇九)
同	年(〃)	八一	一三	国王尚真の、暹羅国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一〇八)
正徳	八(二五一三)	八一	一七	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二九一一一)
同	年(〃)	八一	一七	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二九一一〇)

正徳	八(二五二三)	八	七	国王(尚真)の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一〇九)
同	年(〃)	八	七	国王(尚真)の、巡達国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一〇)
正徳	九(二五二四)	八	一三	国王尚真の、進貢等のため署大夫事陳義等に出給した符文(二五一二二)
同	年(〃)	八	一三	国王尚真の、進貢等のため長史蔡遷等に出給した符文(二五一一三)
同	年(〃)	八	一三	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事梁瓚等に付した執照(二九一一一)
同	年(〃)	八	一三	国王尚真の、進貢等のため出給し存留在船通事梁瀚等に付した執照(二九一一二)
同	年(〃)	八	一三	国王(尚真)の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一一一)
正徳	一〇(二五二五)	八	一二	国王(尚真)の、仏太泥国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一一二)
同	年(〃)	八	一二	国王(尚真)の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一一三)
正徳	一一(二五二六)	九	一三	国王尚真の、進貢謝恩等のため出給した執照(二九一一三)
同	年(〃)	九	一三	国王尚真の、仏太泥国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一一四)
正徳	一二(二五二七)	九	一五	国王尚真の、進貢等のため出給した符文(二五一一四)
同	年(〃)	九	一五	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二九一一四)
同	年(〃)	九	一五	国王尚真の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一一五)
正徳	一三(二五二八)	九	一八	国王尚真の、暹羅国等へ往き胡椒・蘇木等を収買するため正使麻美子・通事高義等に出給した執照(四二一一六)
同	年(〃)	九	一八	国王尚真の、暹羅国等へ往き胡椒・蘇木等を収買するため正使馬布度等に出給した執照(四二一一七)
同	年(〃)	九	一八	国王尚真の、巡達国等へ往き胡椒・蘇木等を収買するため正使麻美子・通事蔡樟等に出給した執照(四二一一八)
正徳	一四(二五二九)	八	一七	国王(尚真)の、仏太泥国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一一九)
正徳	一五(二五三〇)	八	一九	国王(尚真)の、仏太泥国へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一二〇)
同	年(〃)	八	一九	国王(尚真)の、暹羅国等へ往き胡椒・蘇木等を収買するため出給した執照(四二一二一)
正徳	一六(二五三一)	九	七	国王尚真の、暹羅国等へ往き胡椒・蘇木等を収買するため出給した執照(四二一二二)
嘉靖	二(二五三三)	八	一七	国王尚真の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一一五)

嘉靖二	(二五二三)	八一七	国王尚真の、入監読書する官生のため出給した執照(二九一五)
嘉靖四	(二五二五)	八一五	国王尚真の、進貢等のため出給した符文(二五一六)
同	年(〃)	八一五	国王尚真の、進貢等のため出給した執照(二九一六)
嘉靖五	(二五二六)	八一五	国王尚真の、暹羅国等へ往き胡椒・蘇木等を収買するため出給した執照(四二二三)
同	年(〃)	八一五	国王尚真の、仏太泥国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二二四)
嘉靖八	(二五二九)	二一一	世子尚清の、仏太泥国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二二五)
同	年(〃)	八一五	国王(世子)尚清の、進貢等のため出給した符文(二五一七)
同	年(〃)	八一五	世子尚清の、進貢等のため出給した執照(二九一七)
同	年(〃)	八一五	世子尚清の、進貢と遭風琉球民の引取のため出給した執照(二九一八)
同	年(〃)	八一五	世子尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二二六)
嘉靖九	(二五三〇)	八二一	世子尚清の、仏太泥国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二二七)
嘉靖一〇	(二五三一)	八二二	世子尚清の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一八)
同	年(〃)	八二二	世子尚清の、進貢謝恩等のため出給した執照(二九一九)
嘉靖一一	(二五三二)	□ ^(八カ) 一	皇帝の、故国王尚真に対する論祭文と祭品目録(〇二〇四)
同	年(〃)	□ ^(二七カ)	皇帝の、世子尚清を琉球国中山王に封じ、皮弁冠服等を賜う詔(〇二〇二)
同	年(〃)	八一七	皇帝の、尚清の冊封につき、王・王妃へ冠服綵幣等の頒賜の勅諭と頒賜品の目録(〇二〇三)
嘉靖一二	(二五三三)	一一一	世子尚清の、未還進貢船の消息を尋ねに往くため出給した執照(二九二〇)
同	年(〃)	八二〇	世子尚清の、進貢等のため出給した執照(二九二一)
同	年(〃)	八二〇	世子尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二二八)
嘉靖一三	(二五三四)	八一	国王尚清の、冊封使の帰国を護送するため出給した執照(二九二二)
嘉靖一四	(二五三五)	八	国王尚清の、謝恩等のため出給した符文(二五一九)
同	年(〃)	二八	国王尚清の、謝恩等のため出給した執照(二九二三)

嘉靖一四(二五三五)	一〇二七	国王尚清の、進貢等のため出給した執照(二九一二四)
嘉靖一五(二五三六)	八一四	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一二九)
嘉靖一六(二五三七)	八二〇	国王尚清の、皇帝・正位東宮に進貢慶賀するため出給し正議大夫陳賦等に付した符文(二五一二〇)
同 年(〃)	八二〇	国王尚清の、進貢慶賀のため出給し長史蔡廷美等に付した符文(二五一一一)
同 年(〃)	八二〇	国王尚清の、皇帝・正位東宮に進貢慶賀するため出給し正議大夫陳賦等に付した執照(二九一二五)
同 年(〃)	八二〇	国王尚清の、進貢慶賀のため出給し存留在船通事蔡廷会等に付した執照(二九一二六)
同 年(〃)	八二〇	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三〇)
嘉靖一七(二五三八)	一〇三	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三一)
嘉靖一八(二五三九)	八一	国王尚清の、進貢等のため出給した符文(二五一一二)
同 年(〃)	八一	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船都通事梁顯等に付した執照(二九一二七)
同 年(〃)	八一	国王尚清の、進貢方物を護送するため出給し都通事林喬等に付した執照(二九一二八)
嘉靖一九(二五四〇)	九一二	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三二)
嘉靖二〇(二五四一)	一二二	国王尚清の、皇帝・正位東宮に進貢慶賀するため出給した符文(二五一一三)
同 年(〃)	一二二	国王尚清の、皇帝・正位東宮に進貢慶賀するため出給した執照(二九一二九)
同 年(〃)	九七	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三三)
嘉靖二一(二五四二)	九一七	国王尚清の、遠望を慰めるため出給した執照(三〇一〇一)
嘉靖二二(二五四三)	二一	国王尚清の、進貢等のため出給した執照(三〇一〇二)
同 年(〃)	二〇	国王尚清の、進貢に際しての表(二二二二六)
同 年(〃)	九二八	国王尚清の、仏太泥国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三四)
嘉靖二四(二五四五)	一一一	国王尚清の、進貢等のため出給した符文(二五一二四)
同 年(〃)	一一一	国王尚清の、進貢等のため出給した執照(三〇一〇三)
同 年(〃)	一一一	国王尚清の、進貢と漂流朝鮮民を護送するため出給した執照(三〇一〇四)

嘉靖二六(二五四七)	三	七	国王尚清の、進貢謝恩等のため出給し正議大夫陳賦等に付した符文(二五一二五)	
同 年(〃)	三	七	国王尚清の、進貢謝恩等のため出給し長史蔡廷会等に付した符文(二五一二六)	
同 年(〃)	三	七	国王尚清の、進貢謝恩等のため出給し存留在船通事陳継成等に付した執照(三〇一〇五)	
同 年(〃)	三	七	国王尚清の、進貢謝恩等のため出給し存留在船通事蔡朝器等に付した執照(三〇一〇六)	
嘉靖二七(二五四八)	一	二八	国王尚清の、朝京の官員を接回するため出給した執照(三〇一〇七)	
嘉靖二八(二五四九)	二	二三	国王尚清の、進貢等のため出給した符文(二五一二七)	
同 年(〃)	二	二三	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船通事陳継成等に付した執照(三〇一〇八)	
同 年(〃)	二	二三	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船通事金昇等に付した執照(三〇一〇九)	
嘉靖二九(二五五〇)	一	〇	八	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三五)
嘉靖三〇(二五五一)	八	一六	国王尚清の、進貢等のため出給した符文(二五一二八)	
同 年(〃)	八	一六	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船通事陳継成等に付した執照(三〇一一〇)	
同 年(〃)	八	一六	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船通事蔡朝器等に付した執照(三〇一一一)	
嘉靖三一(二五五二)	二	一〇	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船通事蔡朝器等に付した執照(三〇一一二)	
同 年(〃)	二	一〇	国王尚清の、進貢等のため出給し通事陳継成等に付した執照(三〇一一三)	
嘉靖三三(二五五四)	二	一〇	国王尚清の、進貢等のため出給した執照(三〇一一四)	
同 年(〃)	一	一六	国王尚清の、暹羅国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三六)	
嘉靖三四(二五五五)	一	一〇	国王尚清の、進貢等のため出給した符文(二五一二九)	
同 年(〃)	一	一〇	国王尚清の、進貢等のため出給し存留在船都通事金昇等に付した執照(三〇一一五)	
同 年(〃)	一	一〇	国王尚清の、進貢のため出給し管船通事梁灼等に付した執照(三〇一一六)	
嘉靖三六(二五五七)	二	九	世子尚元の、進貢謝恩等のため出給し正議大夫蔡廷会等に付した符文(二五一三〇)	
同 年(〃)	二	九	世子尚元の、進貢謝恩等のため出給し長史蔡朝器等に付した符文(二五一三一)	
同 年(〃)	二	九	世子尚元の、進貢謝恩等のため出給し存留在船通事梁灼等に付した執照(三〇一一七)	

嘉靖三六(二五五七)	二	九	世子尚元の、進貢謝恩等のため出給し存留在船通事陳繼成等に付した執照(三〇一八)
嘉靖三七(二五五八)	一	二一	世子尚元の、朝京の官員を接回するため出給した執照(三〇一九)
同 年(〃)	二	一七	皇帝の、世子尚元あて、倭寇に虜えられた中国人の救出につき賞賜する勅諭(〇二一〇五)
同 年(〃)	一〇	一〇	世子尚元の、勅書を迎接する等のため出給し長史梁炫等に付した執照(三〇一二〇)
同 年(〃)	一〇	一〇	世子尚元の、勅書を迎接する等のため出給し都通事金昇等に付した執照(三〇一二一)
嘉靖三八(二五五九)	九	二五	世子尚元の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一三二)
同 年(〃)	九	二五	世子尚元の、進貢謝恩等のため出給した執照(三〇一二二)
同 年(〃)	九	二五	世子尚元の、進貢謝恩の方物を護送するため出給した執照(三〇一二三)
嘉靖三九(二五六〇)	一〇	二九	世子尚元の、冊封使を迎接するため出給した執照(三〇一二四)
嘉靖四〇(二五六一)	一	二六	世子尚元の、朝京の官員を接回するため出給した執照(三〇一二五)
同 年(〃)	九	一三	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一三三)
同 年(〃)	九	一三	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した執照(三〇一二六)
同 年(〃)	九	一三	国王尚元の、冊封使の回朝を護送するため出給した執照(三〇一二七)
嘉靖四一(二五六二)	二	一一	国王尚元の、冊封使船隻の回朝の消息を探聴する等のため出給し通事梁燦等に付した執照(三〇一二八)
同 年(〃)	二	一五	国王尚元の、冊封使の帰国の消息を探聴する等のため出給し都通事蔡朝用等に付した執照(三〇一二九)
嘉靖四二(二五六三)	二	一五	国王尚元の、進貢等のため出給した符文(二五一三四)
同 年(〃)	二	一五	国王尚元の、進貢等のため出給した執照(三〇一三〇)
嘉靖四三(二五六四)	二	二二	国王尚元の、貢物を補貢するため出給した執照(三〇一三一)
同 年(〃)	一〇	八	国王尚元の、暹邏国等へ往き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照(四二一三七)
嘉靖四四(二五六五)	二	二二	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一三五)
同 年(〃)	二	二二	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給し存留在船通事紅文綬等に付した執照(三〇一三二)
同 年(〃)	二	二二	国王尚元の、進貢謝恩の方物を護送するため出給し通事蔡朝俊等に付した執照(三〇一三三)

嘉靖四四(二五六五)	二二二	国王尚元の、官生を入監読書させるため出給した執照(三〇一三四)
嘉靖四五(二五六六)	二二七	国王尚元の、朝京の官員を接回するため出給し通事蔡朝俊等に付した執照(三〇一三五)
同 年(〃)	二二七	国王尚元の、朝京の官員を接回するため出給し都通事鄭祿等に付した執照(三〇一三六)
嘉靖四六(二五六七)	二一七	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した符文(二五一三六)
同 年(〃)	二一七	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した執照(三〇一三七)
同 年(〃)	二一七	国王尚元の、進貢謝恩の方物を護送するため出給した執照(三〇一三八)
隆慶 二(二五六八)	二二三	国王尚元の、皇上の嗣登宝位を皇帝および中宮に進賀するため出給した符文(二六一〇一)
同 年(〃)	二二三	国王尚元の、大行皇帝(嘉靖帝)に進香のため出給した符文(二六一〇二)
同 年(〃)	二二三	国王尚元の、皇上の嗣登宝位を慶賀進貢するため出給した執照(三一〇二一)
同 年(〃)	二二三	国王尚元の、朝京の官員を接回するため出給した執照(三一〇二二)
隆慶 三(二五六九)	二一五	国王尚元の、皇帝および正位東宮に進貢慶賀のため出給した符文(二六一〇三)
同 年(〃)	二一五	国王尚元の、皇帝および正位東宮へ慶賀進貢のため出給した執照(三一〇三二)
同 年(〃)	二一五	国王尚元の、進貢慶賀の方物を護送するため出給した執照(三一〇四)
隆慶 四(二五七〇)	二一五	国王尚元の、朝京の官員の消息を探聴するため出給した執照(三一〇五)
同 年(〃)	二一五	国王尚元の、〔暹邏国等へ行き蘇木・胡椒等を収買するため出給した執照カ〕(四二一三八)
隆慶 五(二五七一)	二二一	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した符文(二六一〇四)
同 年(〃)	二二一	国王尚元の、進貢謝恩等のため出給した執照(三一〇六)
同 年(〃)	二二一	国王尚元の、進貢謝恩の方物を護送するため出給した執照(三一〇七)
隆慶 六(二五七二)	一 二八	国王尚元の、官生の帰国を接回するため出給した執照(三一〇九)
隆慶 七(二五七三)	二 二四	世子尚永の、進貢謝恩の方物を護送するため出給し通事鄭禧等に付した執照(三一〇八)
同 年(〃)	二 二四	世子尚永の、進貢謝恩の方物を護送するため出給し通事鄭禧等に付した執照(三一〇九)
万曆 二(二五七四)	二 二〇	世子尚永の、大行皇帝(隆慶帝)に進香のため出給した符文(二六一〇五)

※次条と同文

万曆二(二五七四)	二二〇	世子尚永の、皇上の嗣登宝位を皇帝および中宮に進賀するため出給した執照(三一―一二)
同年(〃)閏	二二三	世子尚永の、未還の進貢船を探聴するため出給した執照(三一―一二)
万曆三(二五七五)	二二八	世子尚永の、進貢等のため出給した執照(三一―一三)
同年(〃)	二二八	世子尚永の、進貢の方物を護送するため出給した執照(三一―一四)
同年(〃)	二二二	世子尚永の、請封王爵の結状に対する勘合を遵奉するため出給した執照(三一―一五)
同年(〃)	二二二	世子尚永の、進貢する硫磺の漏湿を補貢するため出給した執照(三一―一六)
万曆五(二五七七)	三三三	世子尚永の、進貢謝恩のため出給した執照(三一―一七)
同年(〃)	三三三	世子尚永の、進貢謝恩の方物を護送するため出給した執照(三一―一八)
万曆六(二五七八)	四一四	世子尚永の、冊封使を迎接する等のため出給した執照(三一―一九)
同年(〃)	一〇〇	世子尚永の、中宮冊立を慶賀する箋(一三―〇一)
万曆七(二五七九)	一一一	国王尚(永)の、進貢謝恩のため出給した執照(三一―二〇)
同年(〃)	一一一	国王尚(永)の、官生を入監読書させるため出給した執照(三一―二一)
万曆九(二五八一)	二一六	国王尚永の、進貢等のため出給した執照(三一―二二)
万曆一〇(二五八二)	二二四	国王尚(永)の、硫磺・馬匹を補貢するため出給した執照(三一―二三)
万曆一一(二五八三)	二三〇	国王尚(永)の、進貢等のため出給した符文(二六―〇六)
同年(〃)	二三〇	国王尚(永)の、進貢等のため出給した執照(三一―二四)
同年(〃)	二三〇	国王尚(永)の、硫磺等を補貢するため出給した執照(三一―二五)
万曆一四(二五八六)	九二一	国王尚(永)の、進貢のため出給した符文(二六―〇七)
同年(〃)	九二一	国王尚(永)の、進貢のため出給した執照(三一―二六)
万曆一五(二五八七)	三五五	国王尚(永)の、進貢謝恩等のため出給した執照(三一―二七)
万曆一六(二五八八)	四一四	国王尚(永)の、未還の朝貢官員および歴監の官生を領回するため出給した執照(三一―二八)
万曆一七(二五八九)	三一	世子尚(寧)の、進貢謝恩等のため出給した執照(三一―二九)

- 万曆一九(二五九二) 閏二(二四九) 世子尚(寧)の、進貢等のため出給した執照(三一―三〇)
- 同 年(〃) 閏二(二四九) 世子尚(寧)の、進貢等のため出給した符文(二六―〇八)
- 万曆二〇(二五九三) 九 二 世子尚(寧)の、哨探した倭情を報ずるため出給した執照(三一―三二)
- 万曆二一(二五九四) 一 二 世子尚(寧)の、進貢等のため出給した執照(三二―〇一)
- 万曆二二(二五九五) 一〇 一 世子尚(寧)の、中国の官員を護送するため出給した執照(三二―〇二)
- 万曆二三(二五九六) 五 二 福建布政司より琉球国あて、遭難の中国官員を転送する琉球船が泉州府に漂至のため、船隻等を支給し回国させる咨(〇七―〇二)
- 同 年(〃) 五 二 福建布政司より琉球国あて、進貢使者の帰還についての咨(〇七―〇三)
- 万曆二四(二五九七) 六 〇 福建布政司より琉球国あて、冊封につき福建に於て琉球使者に領封させることについての咨(〇七―〇四)
- 同 年(〃) 九 八 世子尚(寧)の、進貢謝恩等のため出給した符文(二六―〇九)
- 同 年(〃) 九 八 世子尚(寧)の、進貢謝恩等のため出給した執照(三二―〇三)
- 同 年(〃) 九 八 世子尚(寧)の、遭難琉球人を護送した中国官員の帰国を護送するため出給した執照(三二―〇四)
- 万曆二五(二五九八) 八 六 朝鮮国王より琉球国あて、鄰好を敦くし厚恩に酬いる謝礼の咨(三九―一八)
- 万曆二六(二五九九) 四 七 世子尚(寧)の、倭情を飛報するため出給した執照(三二―〇五)
- 同 年(〃) 一〇 三 世子尚(寧)の、倭奴関白(秀吉)の身故を飛報するため出給した執照(三二―〇六)
- 万曆二七(二六〇〇) 二 二 世子尚(寧)の、進貢謝恩ならびに請封等のため出給した符文(二六―一〇)
- 同 年(〃) 二 二 世子尚(寧)の、進貢謝恩ならびに請封等のため出給した執照(三二―〇七)
- 同 年(〃) 五 一 福建布政司より琉球国あて、貢使の財物を劫掠した浙江の哨官等に対する処罰を通知する咨(〇七―〇五)
- 同 年(〃) 五 一 福建布政司より琉球国あて、関白(秀吉)の身故を馳報した琉球使者を回還させる咨(〇七―〇六)
- 万曆二八(二六〇一) 二 二 世子尚(寧)の、硫磺を補進する等のため出給した執照(三二―〇八)
- 同 年(〃) 六 一 福建布政司より琉球国あて、進貢謝恩等の琉球使者の帰国についての咨(〇七―〇七)
- 同 年(〃) 八 一 世子尚(寧)の、進貢請封等のため出給した執照(三二―〇九)

万曆二九(二六〇二)	八	七	朝鮮国王より琉球国あて、度々の厚恩に答えるために礼物を贈る咨(三九一九)
同 年(〃)	九	一	世子尚(寧)の、進貢等のため出給した符文(二六一一一)
同 年(〃)	九	一	世子尚(寧)の、進貢等のため出給した執照(三二一一〇)
同 年(〃)	一一	二	礼部より国王(世子尚寧カ)あて、請封の結状、冊封使は武官とする議あるも文官とすること、擒獲の琉球船員の取調などについての咨(〇四一〇四)
万曆三〇(二六〇三)	五	九	福建布政司より琉球国あて、進貢の正使副使以下に給賞するについての咨(〇七一〇八)
同 年(〃)	九	四	世子尚(寧)の、皇帝および正位東宮への進貢と謝恩のため出給した執照(三二一一一)
同 年(〃)	九	四	世子尚(寧)の、皇帝および正位東宮への進貢と謝恩のため出給した符文(二六一一二)
万曆三一(二六〇三)	三	三	皇帝の、世子尚寧を冊封する詔(〇一一二八)
同 年(〃)	三	三	皇帝の、冊封に際し国王尚寧および王妃に頒賜する勅諭と頒賜品の目録(〇一一二九)
同 年(〃)	〇	〇	国王尚寧の、皇太子の冊立を慶賀する箋(一一三〇二)
万曆 ^(三二九) 三二(二六〇四)	五	一〇	福建布政司より琉球国あて、冊封使を迎接する使者の帰国についての咨(〇七一一一)
同 年(〃)	五	二〇	浙江提刑按察使より琉球国あて、不法行為の嫌疑を受けた林元の扱いについての咨(〇七一一〇)
同 年(〃)	六	一三	福建布政司より琉球国あて、進貢船の遭難事情、乗員の優恤と帰国についての咨(〇七一一二)
同 年(〃)	九	一八	世子尚(寧)の、冊封使を迎接するため出給した執照(三二一一二)
万曆 ^(三二九) 三三(二六〇五)	〇	〇	浙江提刑按察司より琉球国あて、琉球国の探貢使者と称する者の疑義多く、進貢使に順帶し審究回奏すべしとの咨(〇七一九)
万曆三三(二六〇五)	一〇	二〇	世子尚(寧)の、進貢謝恩等のため出給した符文(二六一一三)
万曆三四(二六〇六)	八	一三	朝鮮国王より琉球国あて、厚儀に酬いるため礼物を贈る咨(三九一二〇)
同 年(〃)	一〇	一八	国王尚(寧)の、進貢謝恩のため出給した執照(三二一一三)
同 年(〃)	〇	〇	故国王尚永の論祭文(〇一一三〇)
同 年(〃)	〇	〇	国王尚(寧)の、「礼部あてカ」冊封使に贈る餽金を收受させるよう請う咨(一八一〇二)

万曆三五(二六〇七)	三	八	国王尚(寧)の、冊封使の回朝等の音信を詢問するため出給した執照(三二二一四)
同 年(〃)	八	二五	国王尚(寧)の、進貢等の使者に出給した執照(三二二一五)
同 年(〃)	二二	一三	礼部より国王(尚寧)あて、国王の請により福建人阮国・毛国鼎の琉球に移籍するを認める咨(〇四一〇五)
同 年(〃)	二二	一九	太常寺少卿夏(子陽)、光祿寺寺丞王(士禎)より琉球国王(尚寧)あて、倭夷と通商するを許さざること等についての咨(〇七一三)
万曆三七(二六〇九)	五	一一	国王尚(寧)の、倭乱の急報と貢期を緩めることについての使者に出給した執照(三二二一六)
同 年(〃)	五	〇	国王尚(寧)の、倭乱の急報と貢期の致緩を弁ずるため出給した符文(二六一一四)
同 年(〃)	〇	〇	国王尚寧より福建布政司あて、倭乱を急報し貢期の致緩を弁ずる咨(二八一〇三)
同 年(〃)	六	六	福建布政司より琉球国あて、万曆三十五年分の補貢を受け、進貢使節へ欽賞する咨(〇七一四)
万曆三八(二六一〇)	一	二〇	琉球国王府の馬良弼より礼部あて、倭乱により貢期を致緩する事情を飛報する咨(二八一〇四)
同 年(〃)	一	二〇	国王尚(寧)の、倭乱の事情を報じ、進貢の継続を請うため出給した符文(二六一一五)
同 年(〃)	一	二〇	国王尚(寧)の、遭乱の事情を報ずるため出給した執照(三二二一七)
同 年(〃)	一	三〇	琉球国王府の馬良弼より福建布政司あて、倭乱の事情を報じ、進貢の継続を請う咨(二八一〇五)
同 年(〃)	九	二	琉球国王府の、進貢のため出給した符文(二六一一六)
同 年(〃)	二二	一六	皇帝の、倭乱についての撫慰と前後の事情の再奏を国王尚寧に求める勅諭(〇一一三一)
万曆四〇(二六一二)	一	二六	国王尚(寧)の、進貢謝恩のため出給した符文(二六一一七)
同 年(〃)	一	〇	国王尚(寧)より福建布政司あて、倭乱平定して帰国するを報じ、進貢することについての咨(二八一〇六)
同 年(〃)	〇	〇	国王尚(寧)より朝鮮国あて、万曆三十九年五月、厚儀を受けたことに対する返礼の咨(四一一二〇)
万曆四一(二六一三)	二	一一	国王尚(寧)より福建布政司あて、進貢船の銀両を詐取した真犯人を捕えることを依頼する咨(二八一〇七)
同 年(〃)	二	一一	国王尚(寧)の、進貢のため出給した執照(三二二一八)
同 年(〃)	二	〇	国王尚(寧)の、進貢のため出給した符文(二六一一八)
同 年(〃)	五	一三	福建布政司より琉球国あて、島津侵入の被害に稽み、十年後に物力の回復を待つて進貢すべしとの咨(〇七一

五)

万曆四一(二六一三) 六 九

欽差福建總鎮府より〔琉球国あてカ〕、官を琉球に派して哨探し、問題なければ常例の三年の進貢もあろうとの返事(〇七一六)

万曆四二(二六一四) 九 二四

国王尚寧より礼部あて、倭乱による十年後の修貢を中止し、歳修の回復を請う(二八一〇八)

同 年(〃) 九 二四

国王尚(寧)の、十年一貢をやめ歳貢の鑑納を請うため出給した執照(三二一一九)

同 年(〃) 九 ^(二四) 〇

国王尚(寧)の、歳貢の鑑納を請うため出給した符文(二六一一九)

万曆四四(二六二六) 二 一八

国王尚(寧)の、倭情を報ずるため出給した執照(三二二二〇)

同 年(〃) 六 二二

福建布政司より国王(尚寧)あて、倭の情勢を馳報した琉球使者に対する給賞の咨(〇七一七)

万曆四五(二六二七) 一〇 〇

国王尚(寧)の、藩情を府察し顛危を鑑照するを請うため出給した執照(三二二二二)

万曆四七(二六二九) 二 一一

国王尚(寧)の、前々年の使者の消息を訪探するため出給した執照(三二二二二)

同 年(〃) 五 三

福建布政司より琉球国あて、勅諭に従い、十年の後に進貢するを命ずる咨(〇七一八)

万曆四八(二六三〇) 八 一

泰昌帝の登極の詔(〇一三二二)

同 年(〃) 九 六

天啓帝の即位の詔(〇一三三三)

万曆四九(二六三二) 四 二九

天啓帝の大婚の詔書(〇二一〇六)

同 年(〃) 八 二一

世子尚豊より福建布政司あて、前年の父王の長逝を報じ、頒封を請い、歳貢を復するを謝す咨(一八一〇九)

同 ^(四九カ) 〇(〃) 〇 〇

世子尚豊より〔朝鮮国あてカ〕、万曆四十八年九月の父王(尚寧)の死前後の事情を報じ、礼物を以て交隣を篤くするを願う咨(四一一二二)

天啓 三(二六二三) 一 一八

世子尚(豊)の、皇帝の登極を慶賀し、皇帝・中宮に進奉するため出給した執照(三二二三三)

同 年(〃) 三 六

礼部より琉球国あて、十年の後、方物を進貢し頒封を請うも、通国の印結と奏請の表文を欠く不備を指摘する咨(〇四一〇六)

同 年(〃) 七 一四

福建布政司より琉球国あて、十年の後に進貢した方物を査収したことを通知する咨(〇七一九)

同 年(〃) 七 二六

福建布政司より琉球国あて、皇上の登極と大婚の詔書を齎捧して開読せしめる旨の咨(〇七二二〇)

同	天啓三(一六二三)	閏一〇	一六	天啓帝の、皇子誕生に際して恩条の詔書(〇二一〇七)
同	年(〃)	閏一〇	一六	世子尚(豊)の、進貢のため出給した符文(二六二二〇)
同	年(〃)	閏一〇	一六	世子尚(豊)より朝鮮国あて、交隣を篤くするを願って礼物を贈る咨(四一一二二)
同	年(〃)	閏一〇	一六	世子尚(豊)より朝鮮国あて、交隣を篤くするを願って礼物を贈る咨(四一一二三)※四一一二文書とほぼ同文
天啓	五(二六二五)	二	一九	世子尚より礼部あて、通国の印結および世子の表文を備えて請封する咨(一八一〇〇)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より礼部あて、皇上の登極と大婚の詔書を開読した大使を護送する旨の咨(一八一一一)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より礼部あて、漂流民の救助回国を謝する咨(一八一一二)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より福建布政司あて、世子の具表および通国の印結を備えて請封する咨(二八一一三)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より福建布政司あて、皇上の登極と大婚の詔書を齎捧した大使を護送する旨の咨(二八一一四)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より福建布政司あて、漂流民を救助して回国させるを謝恩する咨(一八一一五)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より福建布政司あて、十年一貢を五年一貢にする議に従うも、なお従前の二年一貢に復すを請う咨(一八一一六)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より福建布政司あて、詔書を齎した船の帰還にあたり難破するにより、土船を新造し護送する旨の咨(一八一一七)
同	年(〃)	二	一九	世子尚より欽差巡撫あて、請封の事情を述べる咨(一八一一八)
同	年(〃)	二	一九	世子尚(豊)の、請封謝恩等の使者に出給した執照(三二二二四)
同	年(〃)	六	二二	福建布政司より琉球国あて、登極の慶賀と進香との使者への給賞についての咨(〇七一二二)
同	年(〃)	〇	〇	世子尚より欽差巡視あて、進貢船の消息安否を問うことについての咨(一八一一九)
天啓	六(二六二六)	二	九	世子尚(豊)の、進貢の使者に出給した符文(二六一二二)
同	年(〃)	二	〇	世子尚の、請封王爵の奏(一三三〇三)
同	年(〃)	二	〇	世子尚より礼部あて、進貢についての咨(一八一二〇)
同	年(〃)	二	〇	世子尚より礼部・福建布政司あて、ふたたび請封する咨(一八一二二)

天啓	六(二六二六)	二	□	世子尚豊より、福建布政司あて、五年一貢の貢期に従って進貢することについての咨(一八一二二)
同	年(〃)	一〇	一〇	天啓帝の、皇極殿の完成にあたっての詔(〇二一〇八)
同	年(〃)	一二	一四	礼部より琉球国あて、世子尚豊の疏章を備えた請封の奏に対して承知する旨の咨(〇四一〇七)
同	年(〃)	一二	二三	朝鮮国の吏曹判書金より琉球国の正議大夫蔡(延)あて、琉球国の謝礼の咨と礼物を受領した旨の移文(三九一 二一)
天啓	七(二六二七)	二	二二	世子尚豊より福建布政司あて、天啓五年の進貢請封の使者の未還を探報する旨の咨(一八一二六)
同	〇(〃)	二	二九	世子尚(豊)の、天啓五年の進貢使者の未還の事情を訪探する使者に出給した執照(三三二二五)
同	年(〃)	四	二四	福建布政司より琉球国あて、請封王爵に対し、合国人員無碍の甘結を求める咨(〇七一二二)
同	年(〃)	八	二二	皇帝(崇禎帝)の、天啓帝の崩御についての詔(〇二一〇九)
同	年(〃)	八	二四	崇禎帝の、即位に際しての詔(〇二一〇)
同	年(〃)	九	二五	世子尚豊の、請封の表(一三一〇四)
同	年(〃)	九	二五	世子尚豊の、請封の奏本(一三一〇五)
同	年(〃)	一〇	八	崇禎帝の、先帝の諡と廟号(熹宗)を上る詔(〇二一一一)
同	年(〃)	□	□	琉球国王府三法司より福建布政司あて、請封のための通国の甘結を提出する結状(一八一二三)
同	年(〃)	□	□	世子尚豊より礼部あて、通国の甘結を備えて三たびさらに請封する咨(一八一二四)
同	年(〃)	□	□	世子尚豊より福建布政司あて、通国の甘結を備えて三たびさらに請封する咨(一八一二五)
崇禎	元(二六二八)	五	一八	福建布政司より琉球国あて、皇上登極ならびに諡号の詔書を齎捧するにつき開読せよとの咨(〇八一〇一)
同	年(〃)	七	一一	朝鮮国王より琉球国あて、交隣を篤くするため礼物を贈る咨(三九一二二)
崇禎	二(二六二九)	一	二九	世子尚(豊)の、登極を慶賀し皇帝および中宮に進奉するため出給した符文(二六一二二)
同	年(〃)	一	二九	世子尚(豊)の、登極を慶賀し皇帝・中宮に進奉する使者に出給した執照(三三三〇一)
同	年(〃)	三	九	皇帝の、第一子誕生にあたって恩条を布告する詔(〇二一一二)
同	年(〃)	三	一〇	世子尚(豊)の、詔書を開読して回還する中国官員を護送する使者に出給した執照(三三三〇二)

崇禎 二(二六二九) 六二〇 礼部より国王(尚豊)あて、甘結を備えて請封するにより、正使杜三策・副使楊倫を遣わして授封する旨の咨(〇四一〇八)

同 年(〃) 八一六 皇帝の、世子尚豊を冊封する詔(〇二一一三)

崇禎 三(二六三〇) 一一九 世子尚豊の、皇帝の聖寿を慶賀する表(二三一〇六)

同 年(〃) 一一九 世子尚(豊)より礼部あて、五年一貢により進貢するについての咨(一九一〇一)

同 年(〃) 一一九 世子尚(豊)より福建布政司あて、五年一貢により進貢するについての咨(一九一〇二)

同 年(〃) 一一九 琉球国王府長史司より指揮使閔あて、琉球にて逃亡した中国使節団の一員の護送についての牒(一九一〇三)

同 年(〃) 一一九 世子尚(豊)の、進貢のため出給した符文(二六一二三)

同 年(〃) 一一九 世子尚(豊)の、進貢の使者に出給した執照(三三三〇三)

同 年(〃) 二二三 琉球国王府長史司より正義大夫鄭俊あて、中国の使節団中の逃亡者鼓手の送還についての牒(一九一〇四)

同 年(〃) 二一〇 皇帝の、立太子にあたっての布告の詔(〇二一一四)

同 年(〃) 六六 福建布政司より琉球国あて、皇子の誕生と東宮冊立の詔書を進貢使の帰還に順齎させる咨(〇八一〇二)

同 年(〃) 六六 福建布政司より琉球国あて、請封王爵につき正使杜・副使楊を遣わして授封する咨(〇八一〇三)

同 年(〃) 一〇一〇 世子尚豊より福建布政司あて、冊封使を迎接する使者の派遣についての咨(一九一〇五)

同 年(〃) 一〇一〇 世子尚豊より冊封正使杜(三策)あて、迎接使の派遣についての咨(一九一〇六)

同 年(〃) 一〇一〇 世子尚(豊)の、冊封使を迎接する使者正義大夫蔡塵等に出給した執照(三三三〇四)

同 年(〃) 一〇一〇 世子尚(豊)の、冊封使を迎接する使者都通事陳華等に出給した執照(三三三〇五)

同 年(〃) 〇 琉球国王府長史司より福州府海防館具あて、接封船乗組員の携帯する螺殻の処理についての故牒(一九一〇七)

崇禎 四(二六三二) 三一六 世子尚(豊)の、東宮を慶賀する使者に出給した符文(二六一二四)

同 年(〃) 三一六 世子尚(豊)の、東宮を慶賀する使者に出給した執照(三三三〇六)

同 年(〃) 三一六 世子尚(豊)の、冊封使迎接の使者を更に派遣するため出給した執照(三三三〇七)

同 年(〃) 三〇 世子尚豊より礼部あて、皇太子の冊立の詔を承け、慶賀進貢する咨(一九一〇八)

崇禎 四(二六三二) 三 □ 世子尚(豊)より〔朝鮮国あてカ〕、礼物を受けたるにつき返礼して交隣を厚くするを願う咨(四一一二四)

同 年(〃) 六 六 福建布政司より琉球国あて、封船の未完につき、冊封使の迎接使者の一部の帰国について説明する咨(〇八一〇)

四)

同 年(〃) 六 六 福建布政司より琉球国あて、皇上登極の慶賀使ならびに前皇帝への進香使に欽賞する咨(〇八一〇五)

同 年(〃) 六 一 冊封正使杜(三策)より世子尚(豊)あて、迎接使者の派遣あるも、準備整わず延引する旨の咨(〇八一〇六)

同 年(〃) 六 一 冊封副使楊(掄)より世子尚(豊)あて、迎接使者の派遣あるも、準備整わず延引する旨の咨(〇八一〇七)

同 年(〃) 一〇 一 世子尚(豊)の、冊封使を重復して奉迎する使者に出給した執照(三三一〇八)

同 年(〃) 一〇 〇 世子尚豊より福建布政司あて、重ねて冊封使迎接の使者の回国についての咨(一九一〇九)

同 年(〃) 一〇 〇 世子尚豊より冊封正使杜(三策)あて、重ねて迎接使を派遣する咨(一九一〇)

同 年(〃) 一〇 〇 世子尚豊より冊封副使楊(掄)あて、重ねて迎接使を派遣する咨(一九一一)

同 年(〃) 〇 〇 世子尚豊の、皇太子の冊立を慶賀する表(一一三〇七)

同 年(〃) 〇 〇 世子尚豊の、皇太子の冊立を称賀する箋(一一三〇八)

崇禎 五(二六三二) 二 一 六 世子尚豊より福建布政司あて、冊封使を迎接するため重ねて派遣した使者につき、封舟が未発なら回国せしめた
き旨の咨(一九一一二)

同 年(〃) 二 一 六 世子尚豊より冊封正使杜(三策)あて、改めて迎接使を派遣する旨の咨(一九一一三)

同 年(〃) 二 一 六 世子尚豊より冊封副使楊(掄)あて、改めて迎接の使者を派遣する旨の咨(一九一一四)

同 年(〃) 二 一 六 世子尚(豊)の、冊封使を迎接する使者に出給した執照(三三一〇九)

同 年(〃) 五 二 九 福建布政司より琉球国あて、封船の未完につき、改めて迎接に至った使者の帰国について説明する咨(〇八一〇

九)

同 年(〃) 六 五 冊封正使杜(三策)より世子尚(豊)あて、造船が遅れ琉球行は来夏になることについての咨(〇八一〇八)

同 年(〃) 九 一 七 世子尚豊より福建布政司あて、再び冊封使を迎接する使者を派遣する咨(一九一一五)

同 年(〃) 九 一 七 世子尚豊より冊封正使杜(三策)あて、迎接の使者を派遣する咨(一九一六)

崇禎	五(一六三二)	九	一七	世子尚豊より冊封副使楊(掄)あて、迎接の使者を派遣する咨(一九一七)
同	年(〃)	九	一七	世子尚(豊)の、冊封使を奉迎する使者に出給した執照(三三一〇)
崇禎	六(一六三三)	二	四	世子尚豊より福建布政司あて、冊封使を迎接する使者を派遣する咨(一九一八)
同	年(〃)	二	四	世子尚豊より冊封正使杜(三策)あて、迎接の使者を派遣する咨(一九一九)
同	年(〃)	二	四	世子尚豊より冊封副使楊(掄)あて、迎接の使者を派遣する咨(一九二〇)
同	年(〃)	二	四	世子尚(豊)の、冊封使を迎接する使者に出給した執照(三三一一)
同	年(〃)	四	一五	福建布政司より(琉球国)あて、迎接使の通事王克善等が都合で帰国するに際し望み通り回文を与える旨の咨(〇八一〇)
同	年(〃)	五	三	福建布政司より琉球国あて、迎接使の通事林有材等が都合で帰国するに際し望み通り回文を与える旨の咨(〇八一)
同	年(〃)	五	三	福建布政司より琉球国あて、迎接使の通事王克善等が都合で帰国するに際し望み通り回文を与える旨の咨(〇八一)
同	年(〃)	五	三	福建布政司より琉球国あて、東宮冊立の慶賀使者に対する給賞の咨(〇八一三)
同	年(〃)	五	二〇	冊封正使杜(三策)より世子尚(豊)あて、封舟成るにより出発する旨の咨(〇八一四)
同	年(〃)	一〇	一五	国王尚豊の、尚寧を諭祭し自己を冊封するを恭謝する表(一三一九)
同	年(〃)	一〇	一五	国王尚豊の、冊封使の辞した宴金を收受するよう勅賜を請う奏(一三一〇)
同	年(〃)	一〇	一五	国王尚豊より礼部あて、琉球国中山王に冊封されたことを謝恩する使者を派遣する咨(一九一二)
同	年(〃)	一〇	一五	国王尚豊より福建布政司あて、琉球国中山王に冊封されたことを謝恩する使者を派遣する咨(一九二二)
同	年(〃)	一〇	一五	国王尚(豊)の、謝恩等の使者に出給した符文(二六一二五)
同	年(〃)	一〇	一五	国王尚(豊)の、備用の白紙と冊封使の宴金とを齎す使者に出給した執照(三三一二)
崇禎	七(一六三四)	六	一一	福建布政司より琉球国あて、冊封使を護送し謝恩する等の使者の帰国についての咨(〇八一五)
同	年(〃)	六	一一	福建布政司より琉球国あて、冊封使の回駕の通知、謝恩使者の帰国についての咨(〇八一六)

崇禎 七(二六三四) 七二二 朝鮮国王より琉球国あて、返礼を贈り交隣を厚くすることを願う咨(三九一二三)

同 年(〃) 九一一 国王尚(豊)の、進貢の使者に出給した符文(二六一二六)

同 年(〃) 九一一 国王尚(豊)の、進貢の使者に出給した執照(三三一三三)

同 年(〃) 一一二八 礼部より国王(尚豊)あて、五年一貢を三年兩貢に復し、船一隻と馬等の方物を増すことを准す旨の咨(〇四一〇九)

〇九)

崇禎 八(二六三五) 二二二 礼部より国王(尚豊)あて、冊封使の固辞する餽金を琉球使者に齎回させる旨の咨(〇四一一〇)

同 年(〃) 二一九 国王尚豊の、遭難琉球人の救恤に対する称謝の表(一三一一一)

同 年(〃) 二一九 国王尚豊の、遭難琉球人の救恤に対する皇太子への称謝の箋(一三一一二)

同 年(〃) 二一九^(二九七) 国王尚豊より福建布政司あて、失水の麻姑山(宮古島)人の救助を謝するため進貢する咨(一九一二三)

同 年(〃) 二一九 国王尚(豊)の、謝恩等の使者に出給した符文(二六一二七)

同 年(〃) 二一九 国王尚(豊)の、謝恩等の使者に出給した執照(三三一一四)

崇禎 九(二六三六) 四二二 福建布政司より琉球国あて、近ごろ謝恩探聴と称する入貢が多いが、進貢の定期を守るべしとの咨(〇八一七)

同 年(〃) 四二二 福建布政司より琉球国あて、進貢の定期、貢物・船人の定数を守るべきことについての咨(〇八一八)

同 年(〃) 四二五 礼部より国王(尚豊)あて、齎進した箋文は表文と異らざるにより、以後箋文の体式の如く撰進せよとの咨(〇四一一)

同 年(〃) 四二五 福建布政司より世子(国王尚豊カ)あて、登極の慶賀と進香との使者への給賞についての咨(〇八一九)※

天啓五、六、二二(〇七一二)と同内容

同 年(〃) 四二五 福建布政司より琉球国あて、謝恩の使者に対する給賞についての咨(〇八一二〇)

同 年(〃) 一〇一八 国王尚豊の、三年兩次の貢期に当って進貢する旨の表(一三一三三)

同 年(〃) 一〇一八 国王尚豊の、貢期に当って進貢する旨の皇太子あての箋(一三一三四)

同 年(〃) 一〇一八 琉球国長史司より福州府海防館あて、王銀詐取の犯人の名簿を付し、その逮捕と現銀は湖糸で返還を請う牒(二〇一〇四)

崇禎	九(二六三六)	一〇	八	国王尚(豊)の、進貢のため使者に出給した符文(二六一二八)
同	年(〃)	一〇	八	国王尚(豊)の、進貢のため出給し通事林有材等に付した執照(三三一一五)
同	年(〃)	一〇	八	国王尚(豊)の、進貢のため出給し通事阮士元等に付した執照(三三一一六)
同	年(〃)	一〇	〇	国王尚(豊)より礼部あて、三年兩貢に復し、貢物の増加を准されたことにつき謝礼進貢の咨(二〇一〇二)
同	年(〃)	一〇	〇	国王尚(豊)より福建布政司あて、三年兩貢に復し、貢物の増加を許可することにつき謝礼進貢の咨(二〇一〇二)
同	年(〃)	一〇	〇	琉球国王府三法司より福州府青天爺あて、王銀詐取の犯人の名簿を付し、犯人の逮捕取調べを請う申文(二〇一〇三)
同	年(〃)	一〇	〇	国王(尚豊)より朝鮮国あて、交隣を篤くするため礼物を贈る旨の咨(四一一二五)
崇禎	一一(二六三八)	一	二五	国王尚(豊)より福建布政司あて、崇禎七年の進貢二船の安危を告探する旨の咨(二〇一〇五)
同	年(〃)	一	二五	国王尚(豊)の、貢船の安否を告探する使者に出給した執照(三三一一七)
同	年(〃)	一	〇	福建布政司より琉球国あて、白糸の貿易は前年五月に申飭あり、今回は特に許すが以後嚴禁する旨の咨(〇八一)
同	年(〃)	一	〇	福建布政司より琉球国あて、以後の進貢の年は、多資を携帯して白糸および違禁の物を市買するを得ずとの咨(〇八一)
同	年(〃)	一〇	二〇	国王尚豊の、進貢する旨の表(一一三一五)
同	年(〃)	一〇	二〇	国王尚豊の、進貢の年ごとに互市して貿糸し、数に照らして報税する許可を請う奏(一一三一六)
同	年(〃)	一〇	二〇	国王尚豊の、進貢について皇太子あての箋(一一三一七)
同	年(〃)	一〇	二〇	国王尚豊より礼部・福建布政司あて、進貢硫黄の煎煉による貢額不足により補貢する咨(二〇一〇六)
同	年(〃)	一〇	二〇	国王尚(豊)より福建都指揮使あて、進貢硫黄の煎煉により生じた不足を補貢する咨(二〇一〇八)
同	年(〃)	一〇	二〇	国王尚豊より福建布政司あて、進貢に際して詐取された王銀の返還と犯人の処罰を請う咨(二〇一〇九)
同	年(〃)	一〇	二〇	琉球国王府三法司より福州府青天爺あて、王銀詐取の犯人の名簿を付し、回収を再び請う申文(二〇一一〇)

崇禎一一(二六三八)	一〇	二〇	琉球国王府長史司より福州府海防館あて、進貢硫黄の煎煉による不足を補貢するを伝える牒呈(二〇一一二)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王(尚豊)より正議大夫蔡堅を差し、騙銀人等に対して返銀する者は許し、然らざる者は宥さずとの諭(二〇一一二)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(豊)の、進貢の使者に出給した符文(二六一二九)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(豊)の、進貢のため出給し存留通事梁廷幹等に付した執照(三三一一八)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(豊)の、進貢のため出給し存留通事金思義等に付した執照(三三一一九)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚豊より礼部・福建布政司あて、進貢の際の互市に糸繒の禁を止め、輸税するを請う咨(二〇一〇七)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(豊)より〔朝鮮国あてカ〕、交隣を篤くするため返礼を贈る咨(四一一二六)
崇禎一二(二六三九)	四	二二	福建布政司より琉球国あて、白糸の市買と輸税を請うが許さずとの咨(〇八一二三)
崇禎一三(二六四〇)	閏一	七	礼部より国王(尚豊)あて、進貢の際に白糸など違禁の物を買収するを厳禁するとの咨(〇四一二二)
同 年(〃)	二	二	国王尚豊より礼部あて、三年両貢の期に当って進貢する咨(二〇一一三)
同 年(〃)	二	二	国王尚豊より福建布政司あて、貢期に当って進貢する煎煉硫黄についての咨(二〇一一四)
同 年(〃)	二	二	国王尚(豊)の、進貢の使者に出給した符文(二六一三〇)
同 年(〃)	二	二	国王尚(豊)の、進貢のため出給し通事金正華等に付した執照(三三一二〇)
同 年(〃)	二	二	国王尚(豊)の、進貢のため出給し存留通事林喬棟等に付した執照(三三一二二)
同 年(〃)	二	二	国王尚豊の進貢の表(二三一一八)
同 年(〃)	二	二	国王尚豊より福建布政司あて、進貢の際の市糸とその納税につき題請を依頼する咨(二〇一一五)
同 年(〃)	二	二	国王尚(豊)より礼部あて、進貢の際に白糸を買収し輸税するにつき題請を請う咨(二〇一一六)
崇禎一五(二六四二)	二	二	世子尚賢の進貢の表(二三一一九)
同 年(〃)	二	二	世子尚賢より礼部あて、貢期に当って進貢する旨の咨(二〇一一七)
同 年(〃)	三	七	世子尚賢より礼部あて、先王の薨逝につき請封する咨(二〇一一八)
同 年(〃)	三	七	世子尚(賢)の、進貢のため使者に出給した符文(二六一三二)

崇禎一五(二六四二)	三	七	世子尚(賢)の、進貢のため出給し存留在船通事金正華等に付した執照(三三一三二)
同 年(〃)	三	七	世子尚(賢)の、進貢のため出給し存留在船通事蔡時春等に付した執照(三三一三三)
崇禎一六(二六四三)	三	一	世子尚賢より福建布政司あて、進貢使者の未還につき安否を問い訪ねる咨(二〇一九)
同 年(〃)	三	一	世子尚(賢)の、進貢人船の安否を告探する使者に出給した執照(三三一三四)
崇禎一七(二六四四)	二	二八	世子尚賢の進貢の表(一三一二〇)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢の請封王爵の奏(一三一二一)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢の、白糸を互市し納税する請について再び酌議を請う奏(一三一三二)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢の、進貢する旨の皇太子あて箋(一三一三三)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢より礼部あて、進貢する旨の咨(二〇一二〇)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢より礼部あて、先王薨逝につき襲封を請う咨(二〇一二一)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢より福建布政司あて、進貢の年に白糸を互市し輸税することを請う咨(二〇一二二)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢より福建布政司あて、進貢する旨の咨(二〇一二三)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢より福建布政司あて、先王薨逝につき襲封を請う咨(二〇一二四)
同 年(〃)	二	二八	世子尚賢より福建布政司あて、進貢船の未帰還につき安否を詢訪する咨(二〇一二五)
同 年(〃)	二	二八	世子尚(賢)の、進貢のため使者に出給した符文(二六一三二)
同 年(〃)	二	二八	世子尚(賢)の、進貢のため出給し存留在船通事林春光等に付した執照(三三一二五)
同 年(〃)	二	二八	世子尚(賢)の、進貢のため出給し存留在船通事梁応材等に付した執照(三三一二六)
同 年(〃)	二	二八	琉球国王府三法司よりの、襲封のための甘結(二〇一二六)
同 年(〃)	六	〇	皇帝の、先帝の諡(莊烈帝)と廟号(思宗)、先皇后の諡とを上げる詔(〇二一一五)
崇禎一七(二六四四)	七	〇	皇帝の、懿文皇太子・同妃の諡、建文君・同后の諡と廟号を上げる詔(〇二一一六)
同 年(〃)	七	〇	皇帝の、皇考福先王等の諡を上げるにあたって、覃恩に布告させる詔(〇二一一七)
弘光 元(二六四五)	二	六	南京礼部より巡撫福建都察院右簽都御史張あて、琉球国世子尚(賢)の懇請する白糸の互市を許可する旨の咨(三

六一〇一)

弘光 元(二六四五) 二六
南京礼部より福建布政司あて、琉球国世子尚(賢)に白糸の互市を許可する照会文(三六一〇二)
同 ^(元カ) □(〃) ^(二カ) □ □
福建布政司より「世子尚賢あてカ」、使者を派遣して諭詔三道を頒行する旨の咨(〇八一二四)
同 年(〃) 三 七
南京礼部より福建布政司あて、琉球国の要請で白糸の互市を許可するに当り、牙行の任命などに関する照会文(三六一〇三)

同 年(〃) 四 一五
世子尚(賢)の、大行皇帝(崇禎帝)へ進香する使者に出給した符文(三六一〇六)

同 年(〃) 四 一五
世子尚(賢)の、進貢の使者に出給した執照(三六一〇七)

同 年(〃) 閏六 一〇
監国唐王の、帝を称するに当つての布告(三六一〇四)

同 年(〃) 閏六 一〇
行在福建礼部の、監国王(魯王)の上令諭に接出するの傍示(三六一〇五)

隆武 元(二六四五) 七 一
皇帝(唐王)の登極の布告の詔(三七一〇一)

同 年(〃) 七 一五
御駕親征の詔(三七一〇二)

同 年(〃) 八 二三
行在礼部より琉球国あて、詔諭三通を齎すため、在中国の琉球使者に護送させる咨(三七一〇三)

同 年(〃) 八 二九
行在通政司より世子尚(賢)あて、白糸の互市輸税を許可する旨の咨(三七一〇四)

隆武 二(二六四六) 二 〇
世子尚賢の、皇帝(隆武帝)の登極を賀する表(三七一〇七)

同 年(〃) 二 〇
世子尚賢より礼部あて、頒賜の詔書を開読した後、使者を護送する旨の咨(三七一〇九)

同 年(〃) 三 九
世子尚賢の、勅諭詔書の頒賜を謝する等の奏(三七一〇八)

同 年(〃) 三 〇
世子尚賢より礼部あて、隆武帝の登極を慶賀するため方物を進貢する旨の咨(三七一〇一)

同 年(〃) 三 〇
世子尚賢より礼部あて、進貢を報ずる咨(三七一〇一)

同 年(〃) 三 〇
世子尚賢より礼部あて、進貢に関して報ずる咨(三七一〇二)

同 年(〃) 三 〇
世子尚賢より(行在の)礼部あて、白糸を互市する許可を受けて規則に従い貿易する旨の咨(三七一〇三)

同 年(〃) 三 〇
世子尚賢より福建布政司あて、皇上の登極を慶賀するため、方物を進貢する旨の咨(三七一〇四)

同 年(〃) 三 〇
世子尚(賢)の、皇帝(隆武帝)の登極を慶賀するため皇帝・中宮に進奉するため出給した符文(三七一〇七)

隆武	二(二六四六)	三	□	世子尚(賢)の、詔書を齎した使者の帰還を護送するため出給した執照(三七一一八)
同	年(〃)	六	六	福京(福建)の礼部より琉球国長史司あて、先帝へ進める竜(涎)香を察取した旨を通知する照会文(三七一〇五)
同	年(〃)	〇	〇	世子尚賢より福建布政司あて、進貢を報ずる咨(三七一一五)
同	年(〃)	〇	〇	世子尚賢より福建布政司あて、白糸を互市する許可を受けて、規則に従い貿易する旨の咨(三七一一六)
順治	四(二六四七)	二	二	皇帝の華南平定に当り、恩例を布告する詔(〇三一一一)
同	年(〃)	六	八	大清皇帝の、琉球国王の帰順を促す勅諭(〇三一二)
順治	五(二六四八)	一	一	皇帝の天下一統に当り、太祖以前四世の追尊、天下に大赦する詔(〇三一〇三)
隆武	五(二六四九)	二	〇	世子尚賢より福建布政司あて、未帰還の進香・慶賀使の安否を探問する使者を派遣する咨(三七一九)
監国魯四	(二六四九)	五	七	行在の礼部(尚書吳)より琉球国世子(尚賢)あて、隆武二年の進貢使を回国させるについての咨(三七一〇六)
順治	六(二六四九)	五	二	福建布政司より琉球国あて、招撫使を派遣するについての咨(〇九一〇一)
同	年(〃)	一	一	世子尚賢の、清朝開基を祝し帰順する表(一四一〇一)
同	年(〃)	一	一	世子尚(賢)より礼部あて、故明の印勅の返納が次の機会になることの咨(二一一〇一)
同	年(〃)	一	一	世子尚(賢)より巡撫福建都察院あて、都察院が琉球使者を撫恤したことの謝礼の咨(二一一〇二)
同	年(〃)	一	一	世子尚(賢)より福建布政司あて、故明の印勅の返納が次の機会になることの咨(二一一〇三)
同	年(〃)	一	一	世子尚(賢)より正白旗平国公府あて、琉球使者の帰国に際し被護を受けたことに対する謝恩の咨(二一一〇四)
同	年(〃)	一	一	世子尚(賢)の、投誠のため差遣する官員〔に出給した執照カ〕(三四一〇一)
順治	七(二六五〇)	四	二	福建布政司より琉球国あて、招撫使の帰朝を護送した琉球使者の帰国について報ずる咨(〇九一〇二)
順治	八(二六五一)	九	八	皇帝の、故明の勅印の返納を促し、琉球使者の回国を報ずる勅諭(〇三一〇四)
順治	九(二六五二)	六	二	福建布政司より琉球国あて、琉球使者に賞賜し、招撫使の派遣と共に帰国させる旨の咨(〇九一〇三)
同	年(〃)	七	一	招撫使謝(必振)より琉球国長史司あて、故明の印勅の返納につき催促する咨(〇九一〇四)
順治	一〇(二六五三)	二	二	世子尚賢の、順治帝の登極を称賀する表(一四一〇二)

順治一〇(二六五三)	二二七	世子尚質の、明朝の勅印を返納し、進貢に便宜を請う表(一四一〇三)
同年(〃)	二二七	世子尚(質)より福建布政司あて、明朝の勅印を返納する咨(二一〇五)
同年(〃)	二二七	世子尚(質)の、皇上への慶賀進奉、中宮への進奉のため出給した符文(二七二〇二)
同年(〃)	二二七	世子尚(質)の、皇上への慶賀進奉、中宮への進奉の使者に出給した執照(三四一〇二)
同年(〃)	三〇	世子尚(質)の、招撫使の回朝を護送するため差遣した官員の名簿(執照カ)(三四一〇三)
同年(〃)	五〇	皇帝の、同安侯鄭芝竜父子を同安侯などに任ずる勅諭(〇三一〇五)
同年(〃)	六二六	福建布政司より琉球国あて、故明の勅印を受納し、琉球使者を帰国させる咨(〇九一〇五)
順治一一(二六五四)	四一	世子尚(質)の、接回慶賀のため差遣する官員の名簿(執照カ)(三四一〇四)
同年(〃)	六一五	礼部より国王(世子尚質の誤カ)あて、故明の勅印を返納するにつき、王爵を襲封させ、土夏布の交易を聴す旨の咨(〇五一〇一)
同年(〃)	六一五	礼部より国王(世子尚質の誤カ)あて、進貢に際し貨物の貿易は会典の定例によるべき旨の咨(〇五一〇二)
同年(〃)	六一五	礼部より国王(世子尚質の誤カ)あて、琉球の進貢方物の数目および二年一貢は会典の例による旨の咨(〇五一〇三)
同 年(〃)	七一	皇帝の、世子尚質の旧詔勅印の返納を賞し、冊封使を派遣する詔(〇三一〇六)
同 年(〃)	七一	皇帝より世子尚質あて、冊封に当り国王・王妃に文幣等を頒賜する勅諭とその目録(〇三一〇七)
順治一三(二六五六)	二二六	世子尚質より福建布政司あて、慶賀使者を接回するための使者についての咨(二一一〇六)
同 年(〃)	二二六	世子尚(質)の、慶賀使を接回するための使者に出給した執照(三四一〇五)
康熙元(二六六二)	二八	皇帝の、冊封使の出発延期と再派遣を報ずる勅諭(〇三一〇八)
康熙二(二六六三)	一三	福建布政司より国王尚(質)あて、故明の勅印を返納したるにつき新しく勅印を授けることについての咨(〇九一〇六)
同 年(〃)	二二	国王尚質の、冊封に対する称謝の表(一四一〇四)
同 年(〃)	二二	国王尚質の、冊封に対する感謝、冊封使の過誤の宥免、勅書等の懇留についての奏(一四一〇五)

康熙	二(二六六三)	一〇	二二	国王尚質の、冊封使の固辞する鑽金を收受せしむる勅を請う奏(一四一〇六)
同	年(〃)	一〇	二二	国王尚質より礼部・福建布政司あて、冊封の謝恩使派遣についての咨(二一一〇七)
同	年(〃)	一〇	二二	国王尚(質)の、謝恩の使者に出給した符文(二七一〇二)
同	年(〃)	一〇	二二	国王尚(質)の、謝恩の使者に出給した執照(三四一〇六)
同	年(〃)	一〇	二二	国王尚(質)の、冊封使の回朝を護送する使者に出給した執照(三四一〇七)
同	年(〃)	一〇	二二	国王尚(質)の、備用のための白紙と冊封使の宴金とを齎す使者に出給した執照(三四一〇八)
康熙	三(二六六四)	二	一五	国王尚質の、皇帝(康熙帝)の登極を慶賀する表(一四一〇七)
同	年(〃)	二	一五	国王尚質より礼部・福建布政司あて、皇帝登極を慶賀して皇帝・中宮に進奉し、世祖(順治帝)へ進香する咨(二一〇八)
同	年(〃)	二	一五	国王尚質の、登極を慶賀し皇帝・中宮に進奉する使者に出給した符文(二七一〇三)
同	年(〃)	二	一五	国王尚質の、大行先帝(順治帝)の進香の使者に出給した符文(二七一〇四)
同	年(〃)	二	一五	国王尚質の、皇帝の登極を慶賀し皇帝・中宮に進奉し、世祖に香品を進奉する使者に出給した執照(三四一〇九)
同	年(〃)	四	二七	福建布政司より国王尚(質)あて、冊封に対する謝恩使の受入れについての咨(〇九一〇七)
同	年(〃)	八	一一	皇帝より国王尚質あて、遣使して入貢謝恩するを嘉尚し、頒賜する勅諭(〇三一〇九)
同	年(〃)	八	一四	礼部より国王(尚質)あて、謝恩の礼物を収貯したことを報ずる咨(〇五一〇四)
同	年(〃)	八	一四	礼部より国王(尚質)あて、先の上奏の冊封使の過失の宥免、勅書等の懇留を認める旨の咨(〇五一〇五)
同	年(〃)	八	一四	礼部より国王(尚質)あて、冊封使の固辞した宴金の收受を勅許したことを報ずる咨(〇五一〇六)
康熙	四(二六六五)	五	一一	福建布政司より国王尚(質)あて、皇帝登極の慶賀使の乗船が難破し貢物を失ったことの処置についての咨(〇九一〇八)
同	年(〃)	九	二〇	皇帝より国王尚質あて、遣使して進香および慶賀表文の進献を嘉尚し、緞疋等を頒賜する勅諭(〇三一〇一)
同	年(〃)	九	二一	礼部より琉球国あて、方物を飄失した慶賀使が残余の表章等で進貢をすませたことを報ずる咨(〇五一〇七)
康熙	五(二六六六)	二	二九	国王尚質の、進貢の表(一四一〇八)

康熙	五(二六六)	二	九	国王尚質の、綬二十匹を賜わったことの謝恩の奏(一四一〇九)
同	年(〃)	二	九	国王尚質の、柔遠駅辺に靖藩(耿精忠)の住兵との雑処を避ける処置を請う等の奏(一四一一〇)
同	年(〃)	二	九	国王尚質より礼部・福建布政司あて、進貢方物の中、南方産の香辛料について配慮を願う咨(二二一〇九)
同	年(〃)	二	九	国王尚質より礼部・福建布政司あて、進貢方物の加進についての咨(二二一一〇)
同	年(〃)	二	九	国王尚質より礼部・福建布政司あて、慶賀使が先に貢物を飄失したるにつき補貢する咨(二二一一一)
同	年(〃)	二	九	国王尚質より総督部院あて、難破した琉球使者が部院の船を借用して帰国したことについての咨(二二一二二)
同	年(〃)	二	九	国王尚(質)の、進貢の使者に出給した符文(二七一〇五)
同	年(〃)	二	九	国王尚(質)の、進貢のため出給し存留通事鄭仲徳等に付した執照(三四一一〇)
同	年(〃)	二	九	国王尚(質)の、進貢のため出給し在船通事鄭繼善等に付した執照(三四一一一)
同	年(〃)	六	一〇	福建布政司より国王尚(質)あて、皇帝の登極を慶賀して進奉し、世祖に進香する使者の帰国についての咨(〇九一〇九)
同	年(〃)	八	一七	礼部より国王(尚質)あて、国王および慶賀使節への頒賞を報ずる咨(〇五一〇八)
同	年(〃)	八	一七	礼部より国王(尚質)あて、進貢品の中、明会典の規定から香辛料等の非土産品は請うところに従って進貢を免ずる咨(〇五一〇九)
同	年(〃)	八	一七	礼部より国王(尚質)あて、飄失した方物の補貢を免じ発回させる咨(〇五一一〇)
康熙	六(二六六七)	三	四	国王尚質より福建布政司あて、朝廷の欠費を省くため進貢使節の一部を早く帰国させたき旨の咨(二二一一三)
同	年(〃)	三	四	国王尚(質)の、進貢官員を接回する使者に出給した執照(三四一一二)
同	年(〃)	七	二五	福建布政司より国王尚(質)あて、会典記載の進貢品目の変更、進貢使者の接回を許可する等についての咨(〇九一〇)
同	年(〃)	七	二五	福建布政司より国王尚(質)あて、難破して飄失した方物は免除したので、今回の補貢を受けずに返す旨の咨(〇九一一)
康熙	七(二六六八)	二	一五	国王尚質の、進貢の表(二四一一一)

康熙	七(二六六八)	二二五	国王尚質の、糸布貿易の禁を緩め、貢船の即日入港を許可するを請う奏(二四一一二)
同	年(〃)	二二五	国王尚質より福建布政司・礼部あて、貢期に当り進貢する咨(二二一一四)
同	年(〃)	二二五	国王尚質より福建布政司・礼部あて、国王および進貢使者に賞賜を受けたことを謝恩する咨(二二一一五)
同	年(〃)	二二五	琉球国王府の、進貢の使者に出給した符文(二七〇〇六)
同	年(〃)	二二五	国王尚(質)の、進貢のため出給し留辺通事鄭永安等に付した執照(三四一一三)
同	年(〃)	二二五	国王尚(質)の、進貢のため出給し在船通事曾益等に付した執照(三四一一四)
康熙	八(二六六九)	二二五	皇帝より国王尚質に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭と目録(〇三一一一)
同	年(〃)	二二八	礼部より国王あて、進貢の方物に対する欽賞の礼物を知会せしめる咨(〇五一一一)
同	年(〃)	二二八	礼部より国王(尚質)あて、礼物の頒賜に対する謝恩には表文礼物を要するが、歳貢の頒賞には謝恩の必要なしを報ずる咨(〇五一一二)
同	年(〃)	二二八	礼部より国王(尚質)あて、進貢の附搭土夏布につき会同館にて両平に交易させる咨(〇五一一三)
同	年(〃)	二二八	礼部より国王(尚質)あて、湖糸の買買および貢船の入港を許可する咨(〇五一一四)
同	年(〃)	三二三	世子尚貞より福建布政司あて、進貢使の安否探問および冊封を請うことについての咨(二二一一六)
同	年(〃)	三二三	世子尚(貞)の、前遣の貢船の安危を探訪し、先父王の薨逝による嗣権執政の事情を報ずる使者に出給した執照(三四一一五)
同	年(〃)	六一三	福建布政司より琉球国あて、貢期に当っての進貢使者の帰国の扱いについての咨(〇九一一二)
康熙	九(二六七〇)	二二三	福建布政司より(琉球国あてカ)、進貢の使者派遣、父王の長逝による請封、進貢使者の貿易についての咨(〇九一一三)
同	年(〃)	一〇一三	世子尚貞の、進貢の表(一四一一三)
同	年(〃)	一〇一三	世子尚貞の、旧例に循って湖糸等を福州柔遠駅にて交易できるよう請う奏(一四一一四)
同	年(〃)	一〇一三	世子尚貞の、貢使が春来て夏帰るという速かな回国の処置を請う奏(一四一一五)
同	年(〃)	一〇一三	世子尚貞より礼部・福建布政司あて、勅書・緞疋を賜わったことを謝恩する咨(二二一一七)

康熙	九(二六七〇)	一〇	一三	世子尚貞より礼部あて、貢期に当り進貢する咨(二二一一八)
同	年(〃)	(一〇)	一三	世子尚貞より福建布政司あて、貢期に当り進貢する咨(二二一一九)
同	年(〃)	(一〇)	一三	世子尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七二〇七)
同	年(〃)	(一〇)	一三	世子尚(貞)の、進貢のため出給し留辺通事鄭弘良等に付した執照(三四一六)
同	年(〃)	(一〇)	一三	世子尚(貞)の、進貢のため出給し在船通事阮世隆等に付した執照(三四一七)
康熙	一〇(二六七二)	九	一六	礼部より世子(尚貞)あて、進貢方物の査収、これに対する欽賞の礼物、勅諭の頒賜を知らせる咨(〇五一一五)
同	年(〃)	(九)	一六	礼部より世子(尚貞)あて、進貢船一隻が被風し賊が方物を劫去するも、残余一隻の方物を受けたことの咨(〇五一一六)
同	年(〃)	(九)	一六	礼部より世子(尚貞)あて、進貢に順帯する貨物は福州柔遠駅で交易するを許す咨(〇五一一七)
同	年(〃)	(九)	一六	礼部より世子(尚貞)あて、進貢船二隻は貢使の本国に回る日に一併に帰すことを伝える咨(〇五一一八)
同	年(〃)	(九)	二四	皇帝より世子尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭と目録(〇三一一二)
同	年(〃)	(九)	二四	礼部より世子(尚貞)あて、進貢方物の査収に対する欽賞礼物について知会せしめる咨(〇五一一九)
康熙	一一(二六七三)	六	五	福建布政司より世子尚(貞)あて、外国の進貢の頒賞に対するは例なきを通知する咨(一〇一〇二)
同	年(〃)	(六)	五	福建布政司より世子尚(貞)あて、進貢二船の一隻の方物を賊が劫去したが、残余一隻の方物を受けた咨(一〇一〇三)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚貞の、進貢の表(二四一六)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚貞の、進貢船の早い帰国を再び請う奏(二四一七)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚貞より礼部あて、貢期に当り方物を備えて進貢する咨(二二一二〇)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚貞より福建布政司あて、貢期に当り方物を備えて進貢する咨(二二一二一)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七二〇八)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚(貞)の、進貢のため出給し在船通事紅自彩等に付した執照(三四一八)
同	年(〃)	(一〇)	一五	世子尚(貞)の、進貢のため出給し留辺通事王可法等に付した執照(三四一九)

康熙一三(二六七四)	三二二	皇帝より世子尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭と目録(〇三一―一三)
同 年(〃)	三一四	礼部より世子(尚貞)あて、進貢船は貢使の福建に到るを待ち一同に帰させるを告げる咨(〇六一―〇二)
同 年(〃)	五八	太僕寺卿管福建布政司より世子尚(貞)あて、糸絹布帛等の市買の許可、使者の還期についての咨(二〇一―〇三)
康熙一六(二六七七)	二一八	世子尚貞より福建布政司あて、使者を派遣して三藩の乱の平定に当り状況を探訪する咨(二二―二三)
同 年(〃)	二一八	世子尚(貞)の、探聴報明、貢使を迎接する使者に出給した執照(三四―二〇)
同 年(〃)	七二二	福建布政司より世子尚(貞)あて、進貢船の遭難と難民の措置を通知する咨(二〇―〇四)
康熙一七(二六七八)	一〇二八	世子尚貞の、進貢の表(一四―一八)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚貞より礼部あて、福建の擾乱により果さなかつた進貢につき、補貢の免愆を請う咨(二一―二三)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚貞より礼部あて、貢期に当り方物を備えて進貢する咨(二一―二四)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚貞より福建布政司あて、貢期に当り方物を備えて進貢する咨(二一―二五)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚貞より福建布政司あて、康熙十三・十五両年の貢期に福建擾乱のため闕貢したが、補貢の免愆を請う咨(二一―二六)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚貞より福建布政司あて、福建に漂到した琉球人を参養し無事帰国できたことを謝する咨(二一―二七)
同 年(〃)	一〇二八	琉球国王府の、進貢の使者に出給した符文(二七―〇九)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚(貞)の、進貢のため出給し在船通事毛文善等に付した執照(三四―二二)
同 年(〃)	一〇二八	世子尚(貞)の、進貢のため出給し留辺通事蔡瑞胤等に付した執照(三四―二二)
康熙一九(二六八〇)	二二九	皇帝より世子尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭と目録(〇三一―一四)
同 年(〃)	二二九	礼部より世子(尚貞)あて、進貢方物の査収、これに対する欽賞礼物を頒つを知らせる咨(〇六一―〇二)
同 年(〃)	五二八	福建布政司署司事按察司より琉球国あて、進貢、補貢、進貢船の遭難、船隻と難民帰国等についての咨(二〇―〇五)
同 年(〃)	九三〇	世子尚貞の、進貢の表(一四―一九)
同 年(〃)	九三〇	世子尚貞の、冊封を請う表(二四―二〇)

康熙一九(二六八〇)	九三〇	世子尚貞の、請封王爵の奏(二四一―二二)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)より礼部あて、貢期に当り方物を備えて進貢する咨(二二―二八)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)より礼部あて、先王の薨逝により、襲封を請う咨(二二―二九)
同 年(〃)	九三〇	王府三法司より、(世子尚貞の)冊封を請うについて提出した結状(二二―三〇)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)より福建布政司あて、貢期に当り方物を備えて進貢する咨(二二―三一)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)より福建布政司あて、先王の薨逝により、襲封を請う咨(二二―三二)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)より福建布政司あて、粵省に漂到した琉球国人民を撫恤送還したことを謝する咨(二二―三三)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)の、進貢ならびに請封の使者に出給した符文(二七―一〇)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)の、進貢および請封等のため出給し存留通事鄭職良等に付した執照(三四―二三)
同 年(〃)	九三〇	世子尚(貞)の、進貢および請封等のため出給し在船通事梁邦基等に付した執照(三四―二四)
康熙二〇(二六八一)	七二	福建布政司より世子(尚貞)あて、進貢人員の帰還、請封襲爵などについて答える咨(二〇―〇六)
同 年(〃)	二二四	礼部より世子(尚貞)あて、進貢方物を皇帝が嘉納したことを知らせる咨(〇六―〇三)
同 年(〃)	二二五	礼部より世子(尚貞)あて、以後の進貢方物は硫黄・海螺殻・紅銅とし、馬匹・絲烟等は停止する旨の咨(〇六―〇四)
康熙二一(二六八二)	二八	皇帝より世子尚貞に対し、遣使進貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭と目録(〇三―一五)
同 年(〃)	二一四	礼部より世子(尚貞)あて、進貢を嘉尚し、文綺等を恩賜する勅諭を知らせる咨(〇六―〇五)
同 年(〃)	二一四	礼部より世子(尚貞)あて、冊封には、前例に従い使者を派遣する旨の咨(〇六―〇六)
同 年(〃)	二一五	福建布政司署司事按察司より世子尚(貞)あて、進貢人員の帰還、請封王爵について答える咨(二〇―〇七)
同 年(〃)	六一一	冊封使汪楫・林麟焞を派遣する詔(〇三―一六)
同 年(〃)	六一一	皇帝より世子尚貞に対し、冊封に際し王および王妃に文綺等を頒賜する勅諭と目録(〇三―一七)
同 年(〃)	一一二	世子尚貞の、進貢の表(二五―〇一)
同 年(〃)	一一二	世子尚貞より礼部あて、先に貢物の馬匹等を減ぜられたが、常貢の他に囲屏紙等を加進する旨の咨(二二―〇二)

康熙二二	(二六八二)	一〇	一一	世子尚貞より福建布政司あて、先に貢物の馬匹等を減ぜられたが、常貢の他に囲屏紙等を加える旨の咨(二二一〇二)
同	年(〃)	(一〇)	一二	世子尚貞より福建布政司あて、冊封使を迎接する使者を派遣する咨(二二一〇三)
同	年(〃)	(一〇)	一二	世子尚貞より正使汪(楫)あて、冊封使船を護迎する使者を派遣する咨(二二一〇四)
同	年(〃)	(一〇)	一二	世子尚貞より副使林(麟焜)あて、冊封使船を護迎する使者を派遣する咨(二二一〇五)
同	年(〃)	(一〇)	一二	世子尚(貞)の、進貢ならびに接封の使者に出給した符文(二七一一一)
同	年(〃)	(一〇)	一二	世子尚(貞)の、進貢ならびに接封等のため出給し在船通事林茂豊に付した執照(三五一〇二)
同	年(〃)	(一〇)	一二	世子尚(貞)の、進貢ならびに接封等のため出給し存留通事蔡鐸等に付した執照(三五一〇二)
同	年(〃)	(一〇)	一二	冊封正使汪(楫)の、琉球行を前にして世子(尚貞)に送った挨拶の啓文(二〇一〇八)
同	年(〃)	(一〇)	一二	冊封副使(林)麟焜の、(世子尚貞)に対して迎接使を受けた挨拶の啓文(二〇一〇九)
康熙二二	(二六八三)	五一	冊封副使林麟焜より世子尚(貞)あて、正使汪(楫)の間に至るを待ち、共に開駕するとの咨(二〇一一〇)	
同	年(〃)	(五)	二九	福建布政司より世子尚(貞)あて、冊封使の出発に先んじて報告すべく小船の回国を許す等の咨(二〇一一一)
同	年(〃)	(六)	一一	福建布政司より世子尚(貞)あて、琉球国の接封使を冊封使と共に前往させる旨の咨(二〇一一二)
同	年(〃)	(八)	一六	故国王尚質の諭祭文(〇三一八)
同	年(〃)	(九)	一九	皇帝より国王尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭および目録(〇三一一九)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚貞の、冊封・御書頒賜に対する謝恩の表(一五一〇二)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚貞の、襲封の恩賜を謝し、冊封使の勤労を彰かにする奏(一五一〇三)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚貞の、冊封使に贈る宴金を收受させる勅賜を請う奏(一五一〇四)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚貞より礼部あて、冊封を謝し、謝恩の使者を派遣する咨(二二一〇六)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚貞より福建布政司あて、冊封を謝し、謝恩の使者を派遣する咨(二二一〇七)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚(貞)の、謝恩の使者に出給した符文(二七一一二)
同	年(〃)	(一一)	二二	国王尚(貞)の、謝恩等の使者に出給した執照(三五一〇三)

康熙二二(二六八三)	一一	二	国王尚(貞)の、天使の回朝を護送する使者に出給した執照(三五〇四)
同 年(〃)	一一	五	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物を査収し、これに対する欽賞の礼物を頒賜するを知らせる咨(〇六一〇七)
康熙二三(二六八四)	五	二九	福建布政司より国王(尚貞)あて、冊封の謝恩使が朝廷に赴き進呈するを聴す咨(二〇一一三)
同 年(〃)	八	二二	皇帝より国王尚貞に対し、入貢して冊封を謝恩するを嘉尚し、表裏等を頒賜する勅諭および目録(〇三一二〇)
同 年(〃)	八	二二	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物を査収、これに対する欽賜の礼物を頒賜するを知らせる咨(〇六一〇八)
同 年(〃)	八	二二	礼部より国王(尚貞)あて、頒賞を加賜する旨の咨(〇六一〇九)
同 年(〃)	八	二二	礼部より国王(尚貞)あて、琉球国が与える宴金を冊封使に收受せしめるについての咨(〇六一一〇)
同 年(〃)	八	二二	礼部より国王(尚貞)あて、冊封使汪楫等の転奏する琉球国子弟四人を国子監に入れるを聴す咨(〇六一一一)
同 年(〃)	八	二二	礼部より国王(尚貞)あて、冊封使の勤勞をねぎらい、詔勅を伝国の宝とする請を聴す咨(〇六一一二)
同 年(〃)	八	二二	礼部より国王(尚貞)あて、漂海の中国の漂流船・漂流民を収容し解送すれば賞賜する旨の咨(〇六一一三)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚貞の、進貢の表(一五一〇五)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚貞の、貢期に当り規程の貢品を恭進する奏(一五一〇六)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚貞より礼部あて、規定による貢物を以て進貢する咨(二二一〇八)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚貞より福建布政司あて、規定による貢物を以て進貢する咨(二二一〇九)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七一三三)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事蔡炳等に付した執照(三五一〇五)
同 年(〃)	一一	二五	国王尚(貞)の、進貢のため出給し在船通事阮廷嘉等に付した執照(三五一〇六)
康熙二四(二六八五)	六	六	福建布政司より国王(尚貞)あて、進貢品の受納、進京留閩の官伴以外は原船で回国させることを報ずる咨(一〇一一四)
同 年(〃)	一一	三	礼部より国王(尚貞)あて、外国との貿易の船数・人員・禁止品目等に関する取決めにつき報ずる密咨(〇六一四)
同 年(〃)	一一	二二	国王尚貞より福建布政司あて、進京使節が帰国するため接回の使者を派遣する咨(二二一一〇)

康熙二四(二六八五)	一一	一二	国王尚貞の、先遣の進貢官員を接回する使者に出給した執照(三五〇七)
同 年(〃)	一二	七	皇帝より国王尚貞に対し、朝貢を嘉尚し、文綺等を加賜する勅諭および目録(〇三一二)
同 年(〃)	一二	八	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物を査収、これに対する欽賞礼物等について知らせる咨(〇六一五)
康熙二五(二六八六)	八一	四	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢官員を接回使と共に帰国させることについての咨(一一〇二)
同 年(〃)	八一	四	福建布政司より国王尚(貞)あて、撫寧州・粵省および金門鎮に飄至の難民の回還についての咨(一一〇二)
同 年(〃)	一一	四	国王尚貞の、進貢の表(一五〇七)
同 年(〃)	一一	四	国王尚貞の、子弟の派遣と入監を請う奏(一五〇八)
同 年(〃)	一一	四	国王尚貞より礼部あて、貢期の進貢、入監の子弟の貢使と共に赴京する旨の咨(二二一一)
同 年(〃)	一一	四	国王尚(貞)より福建布政司あて、貢期の進貢、官生の貢使と共に赴京入監する旨の咨(二二一二)
同 年(〃)	一一	四	国王尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七一四)
同 年(〃)	一一	四	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事鄭士綸等に付した執照(三五〇八)
同 年(〃)	一一	四	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事鄭弼良等に付した執照(三五〇九)
同 年(〃)	一一	四	国王尚(貞)の、赴京入監する官生に出給した執照(三五一一)
康熙二七(二六八八)	五	七	福建布政司より国王尚(貞)あて、貢期に当る進貢使の赴京、入監する子弟の受入れを報ずる咨(一一〇三)
同 年(〃)	九	一五	国王尚貞の、進貢の表(一五〇九)
同 年(〃)	九	一五	国王尚貞の、接貢船の税銀の恩免、進貢船の人員は二百人までとするを請う奏(一五一一)
同 年(〃)	九	一五	国王尚(貞)より礼部あて、貢期に当り進貢する咨(二二二三)
同 年(〃)	九	一五	国王尚(貞)より福建布政司あて、貢期に当る進貢、福建に漂到の難民を帰国させたことの謝恩の咨(二二一四)
同 年(〃)	九	一五	国王尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七一五)
同 年(〃)	九	一五	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事蔡灼等に付した執照(三五一一)
同 年(〃)	九	一五	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事魏士哲等に付した執照(三五一二)

康熙二七(二六八)	一〇	一〇	皇帝より国王尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭および目録(〇三一二)
同 年(〃)	一〇	一三	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物の查收、これに対する欽賞の礼物等につき知らせる咨(〇六一一六)
同 年(〃)	一〇	一三	礼部より国王(尚貞)あて、子弟の入監読書の願いは許可するを報ずる咨(〇六一一七)
康熙二八(二六八九)	四	二八	福建布政司より国王尚(貞)あて、貢期による進貢と使者の帰還、漂流民三名の逃亡等についての咨(一一〇四)
同 年(〃)	一〇	一〇	皇帝より国王尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭および目録(〇三一二三)
同 年(〃)	一〇	一三	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物の查收、これに対する欽賞の礼物等につき知らせる咨(〇六一一八)
同 年(〃)	一〇	一三	礼部より国王(尚貞)あて、進貢船二隻のほかに接貢一船も免税とし、進貢人数は二隻で二百人以内を認める咨(〇六一一九)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(貞)より福建布政司あて、前年の貢使の帰国、浙江漂至の難民の帰国の感謝、接回船の派遣の咨(二二一五)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(貞)の、前年の進貢官員を接回する使者に出給した執照(三五一三)
康熙二九(二六九〇)	五	一三	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢使の接回、漂流民の逃亡、進貢船の免税と人数制限の拡大等の咨(二一〇五)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚貞の、進貢の表(一五一二)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚貞の、官生は父母衰老のため帰国して奉養させる許可を請う奏(一五一二)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚貞より礼部あて、貢期に当り進貢する咨(二二一一六)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚貞より福建布政司あて、貢期に当り進貢する咨(二二一一七)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七一六)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事蔡肇功等に付した執照(三五一一四)
同 年(〃)	一〇	一一	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事蔡炳等に付した執照(三五一一五)
康熙三〇(二六九一)	五	二一	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢使者の回国、難民の送還等についての咨(二一〇六)

康熙三〇(二六九二)	九	□	皇帝より国王尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭および目録(〇三一―二四)
同 年(〃)	一〇	一	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物の査収、これに対する欽賞の礼物等につき知らせる咨(〇六一―二〇)
同 年(〃)	一〇	一	礼部より国王(尚貞)あて、進貢品の査収、その中の海螺殻は以後免進するを知らせる咨(〇六一―二一)
同 年(〃)	一〇	一	礼部より国王(尚貞)あて、官生が奉養のため帰国するを許し、賞賜する咨(〇六一―二二)
同 年(〃)	一〇	八	国王尚(貞)より福建布政司あて、京より帰る貢使のため接回船を派遣し、飄風難民の生還を感謝する咨(二二―一八)
同 年(〃)	一〇	八	国王尚(貞)の、前年の進貢官員を接回する使者に出給した執照(三五―一六)
康熙三一(二六九三)	五	一七	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢使者に対する接回船の派遣、官生三人の帰国を許可するについての咨(一一〇―七)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚貞の、進貢の表(一五―一三)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚貞の、官生に還郷の詔を賜わったことに対する謝恩の表(一五―一四)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚貞の、海螺殻等の免進に代り煉熟白剛錫を貢する奏(一五―一五)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚貞の、官生の帰国を恩許された謝恩のため、常貢の外に方物を加進する奏(一五―一六)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚(貞)より礼部あて、進貢品の海螺殻等の免進に代えて煉熟白剛錫を進貢する咨(二二―一九)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚(貞)より礼部あて、官生の帰国奉養を恩許された謝恩のため、常貢の外に貢品を加進する咨(二二―二〇)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚(貞)より福建布政司あて、海螺殻の免進につき煉熟白剛錫を進貢し、官生帰国のため謝恩する咨(二二―二一)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚(貞)の、進貢兼謝恩の使者に出給した符文(二七―一七)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚(貞)の、進貢兼謝恩のため出給し存留通事陳其洙等に付した執照(三五―一七)
同 年(〃)	一〇	二五	国王尚(貞)の、進貢兼謝恩のため出給し在船通事毛文哲等に付した執照(三五―一八)
康熙三二(二六九三)	五	二九	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢品の収貯、新たな方物白剛錫などは再議することを知らせる咨(一一―一〇)

八)

康熙三二(二六九三)	一〇	二	皇帝より国王尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭および目録(〇三一―二五)
同 年(〃)	一〇	二	礼部より国王(尚貞)あて、進貢の方物の査収、官生の帰国、欽賞礼物等の頒賜を知らせる咨(〇六一―二三)
同 年(〃)	一〇	九	国王尚(貞)より福建布政司あて、入覲および存留官伴を接回するため使者を派遣する咨(二二―二二)
同 年(〃)	一〇	九	国王尚(貞)の、前年の進貢官員を接回する使者に出給した執照(三五―一九)
康熙三三(二六九四)	五	一七	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢使を接回使と一同に帰国させるについての咨(二一―〇九)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚貞の、進貢の表(一五―一七)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚貞の、表文貢物を恭齎して赴京する奏(一五―一八)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚(貞)より礼部あて、貢期に当って進貢する咨(二二―二三)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚(貞)より福建布政司あて、貢期に当って進貢するについての咨(二二―二四)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚(貞)の、進貢の使者に出給した符文(二七―一八)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚(貞)の、進貢のため出給し存留通事毛文哲等に付した執照(三五―二〇)
同 年(〃)	一〇	六	国王尚(貞)の、進貢のため出給し在船通事阮璋等に付した執照(三五―二一)
康熙三四(二六九五)	五	一五	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢使節の入京許可、飄至の難民の送還などについての咨(二一―一〇)
同 年(〃)	一〇	一	皇帝より国王尚貞に対し、遣使納貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭および目録(〇三一―二六)
同 年(〃)	一〇	二	礼部より国王(尚貞)あて、進貢方物の査収、これに対する欽賞礼物等の頒賜につき知らせる咨(〇六一―二四)
同 年(〃)	一〇	八	国王尚(貞)より福建布政司あて、入覲および存留官伴を接回する使者を派遣し、難民の生還を謝する咨(二二―二五)
同 年(〃)	一〇	八	国王尚(貞)の、前年の進貢官員を接回する使者に出給した執照(三五―二二)
康熙三五(二六九六)	五	一五	福建布政司より国王尚(貞)あて、進貢使を接回する使者と一同に帰国させるについての咨(二一―一一)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚貞の、進貢の表(一五―一九)
同 年(〃)	一〇	二〇	国王尚(貞)より礼部あて、貢期に当り進貢する咨(二二―二六)

康熙三五（一六九六）一〇 二〇 国王尚（貞）より福建布政司あて、貢期に当り進貢のこと、赴京の使者の外は早く回国するを請う咨（二二―二

七）

同 年（〃）一〇 二〇 国王尚（貞）の、進貢の使者に出給した符文（二七―一九）

同 年（〃）一〇 二〇 国王尚（貞）の、進貢のため出給し存留通事楊聯桂等に付した執照（三五―二三）

同 年（〃）一〇 二〇 国王尚（貞）の、進貢のため出給し在船通事阮維徳等に付した執照（三五―二四）

康熙^{三六}（一六九七）五 一四 福建布政司より国王尚（貞）あて、貢期による進貢品の収納と使者の回国について知らせる咨（一一―一二）